

「内なる国際化の現状と課題」

— 地域国際化懇話会報告 —

(財) 自治体国際化協会



近年の在住外国人の増加に伴い、教育、医療・保険等の分野で様々な問題が生じてきており、中央省庁や地方公共団体による行政サービスも多様化してきている。地域の自治体等にとっても、在住外国人を「住民」としてどう受け止め、施策を展開していくかが大きな課題となっている。

自治体国際化協会においては、いわゆる内なる国際化の現状等を明らかにするため、平成5年7月に学識経験者及び地域の国際化に携わる方々等で構成する地域国際化懇話会を設け、平成7年3月までに10回に亘り開催した。本報告書は、現在行われている在住外国人に対する行政サービスの現状を把握し、自治体レベルの在住外国人に対する施策の視点と課題について意見交換を行った結果をまとめたものである。関係者の方々の参考になれば幸いである。

なお、お忙しい中お集まりいただいた委員の方々をはじめとして本懇話会においてご講演をいただいた方々並びに資料を提供いただいた法務省、労働省、厚生省及び文部省の方々に対し、ここに厚くお礼申し上げる。

平成7年3月

(財)自治体国際化協会調査部

地域国際化懇話会開催状況

- 第1回 平成5年7月28日 在住外国人と行政サービス
- 第2回 平成5年9月22日 在住外国人と教育
- 第3回 平成5年11月5日 "
- 第4回 平成5年12月8日 在住外国人と医療・保険
- 第5回 平成6年2月2日 "
- 第6回 平成6年6月1日 外国人労働者問題
- 第7回 平成6年6月29日 "
- 第8回 平成6年7月29日 外国人住民との共生
- 第9回 平成6年9月7日 "
- 第10回 平成7年3月9日 まとめ

地域国際化懇話会委員

(座長)渡辺 章	筑波大学教授
小池 治	茨城大学助教授
北里 敏明	自治大臣官房国際室長 (平成5年7月~平成6年6月)
内貴 滋	" (平成6年7月~平成7年3月)
漆原 快夫	東京都生活文化局国際部国際化施策担当課長 (平成5年7月~平成6年7月)
米原 亮三	東京都生活文化局国際部副参事 (平成6年8月~平成7年3月)
米澤 勝美	丘山産業(株)取締役社長
木下理仁	助神奈川県国際交流協会職員
北村眞佐子	相模原の国際化を進める協議会
安本 佳代	さいたま国際化くにづくり基本計画策定委員
太田 勝利	自治体国際化協会事務局長 (平成5年7月~平成6年8月)
蒲谷 亮一	" (平成6年9月~平成7年3月)

目 次

1. 在住外国人の現状	1
(1) 外国人登録者総数の推移と我が国の総人口に占める割合	1
(2) 都道府県別外国人登録者数の推移	2
(3) 在住外国人に係る国の主な対応の推移	3
2. 外国人住民の教育について	4
(1) 外国人子女教育の現状	4
ア 日本語教育が必要な外国人児童・生徒の都道府県別学校数・生徒数	5
イ 外国人子女教育に関する文部省の取り組み	6
ウ 日本語教育が必要な外国人児童・生徒に対する教育委員会の施策	8
(2) 児童・生徒以外の外国人居住者の日本語教育	9
(3) 懇談の概要	11
3. 在住外国人に対する医療と保険について	13
(1) 外国人に対する制度の適用状況	13
(2) 外国人の未払い医療費の現状と対応	14
ア 外国人患者に係る医療機関の未収状況について	14
イ 地方自治体の外国人未払い医療費対応実施状況	15
ウ 厚生省の外国人未払い医療費対策について	16
(3) 懇談の概要	18
4. 外国人労働者問題について	19
(1) 就労する外国人	19
(2) 就労が認められている在留資格別外国人登録者の推移	20
(3) 都道府県別、外国人雇用事業所数・外国人労働者数及び日系人労働者数	21
(4) 国籍（出身地）別性別不法残留者の推移	23
(5) 将来的に外国人労働者受入れに伴う社会的費用及び便益	24
(6) 懇談の概要	25
5. 外国人住民との共生について	27
(1) 地域国際化協会における共生への取り組み	27
ア 外国語による生活ガイドブックの作成	27
イ 国際理解講座の実施状況	28
ウ 日本語講座の実施状況	34
エ 外国人居住者との交流事業の実施状況	37
(2) 市町村における国際交流（化）協会設立状況	43
(3) 外国人相談にみる地域住民との共生について	44
ア 豊島区の外国人相談 5年間の記録	44
イ 神奈川県における外国人相談活動	47
(4) 懇談の概要	48
6. 共通的事項に関する懇談の概要	50

〔参考資料〕

地域国際化懇話会講演抄録

1. 在住外国人と日本での教育	
外国人子女教育の現状と課題	53
中 西 晃　　目白学園女子短期大学教授	
外国人子女教育への取り組み	55
関 谷 岩 夫　　群馬県邑楽郡大泉町立南小学校校長	
外国人子女教育	57
澤 西 三 貴 子　　文部省教育助成局海外子女教育課指導・企画子女教育係長	
2. 在住外国人に対する医療と保健	
在住外国人に対する医療と保険・保健サービス	59
勅使河原司郎　　群馬県国際交流協会常務理事	
外国籍の母親に対する母子健康サービス	61
吉 井 徳 子　　神奈川県川崎市田島保健所主査	
3. 地域社会における外国人労働者問題	
共生社会への道	63
野 川 忍　　東京学芸大学助教授	
外国人雇用をめぐる諸問題と今後の対応	67
井 口 泰　　労働省職業安定局外国人雇用対策課長	
4. 地域社会における外国人住民との共生	
外国籍住民をめぐる体系的な施策展開とその課題	70
関 真 理　　神奈川県渉外部渉外総務室主幹	
外国人相談の向こうに見えるもの	75
上 村 悅 子　　東京都豊島区企画部広報課区民相談係	
外国人住民から見た日本の地域社会〔意見発表〕	78
林 敏 浩　　東京学芸大学大学院生（中国）	78
田港アルベルト　自営業（大泉町在住・伯日系3世）	80
Christine Pilcavage　自治会国際化協会 P.C. (U.S.A出身)	81

注) 敬称は略させていただきました

1. 在住外国人の現状

(1) 外国人登録者総数の推移と我が国の総人口に占める割合

平成5年末現在における外国人登録者数は、132万748人で過去最高である。これは我が国の総人口1億2,476万4千人（総務庁統計局の「平成5年10月1日現在推計人口」による。）の1.06パーセントに当たる。この数は、平成4年末に比べると3万9,104人、3.1パーセント、5年前の昭和63年末に比べ37万9,743人、40.4パーセント、10年前の昭和58年末に比べ50万3,619人、61.6パーセント、20年前の昭和48年末と比べると58万2,338人、78.9パーセント増加している。

（注）外国人は、本邦入国後90日以内（本邦で出生した場合などは60日以内）に市区町村に登録し、出国・帰化・死亡などにより登録閉鎖される。入国後90日以内に出国する場合は登録しない場合が多い。特例上陸者（一時庇護の上陸許可を受けた者を除く。）、外交官等は登録の対象とはならない。

<外国人登録者総数の推移>

（各年末）

年	総 数	対前回増減率(%)	指 数	我が国の総人口に占める割合(%)
昭和48（1973）年	738,410		100	0.68
53（1978）年	766,894	3.9	104	0.67
58（1983）年	817,129	6.6	111	0.68
61（1986）年	867,237	6.1	117	0.71
62（1987）年	884,025	1.9	120	0.72
63（1988）年	941,005	6.4	127	0.77
平成元（1989）年	984,455	4.6	133	0.80
2（1990）年	1,075,317	9.2	146	0.87
3（1991）年	1,218,891	13.4	165	0.98
4（1992）年	1,281,644	5.1	174	1.03
5（1993）年	1,320,748	3.1	179	1.06

資料出所：法務省入国管理局

「平成5年度末現在における在留資格（在留目的）別外国人登録者統計」

(2) 都道府県別外国人登録者数の推移

外国人登録者を都道府県別にみると、東京都が25万339人（全体の19.0%）と最も多く、次いで大阪府、愛知県、兵庫県、神奈川県、京都府、埼玉県、千葉県、静岡県、福岡県の順になっている。これら10都府県合計は100万3,656人となり、全体の76.0パーセントを占めている。

外国人登録者は東京都（平成4年末24万7,446人から平成5年末25万339人、増加率1.2%、以下平成4年末と平成5年末の比較）を中心に栃木県（1万6,724人から1万6,942人、増加率1.3%）、群馬県（2万577人から2万681人、増加率0.5%）、埼玉県（5万2,684人から5万6,180人、増加率6.6%）、茨城県（1万9,387人から2万1,651人、増加率11.7%）、千葉県（4万3,436人から5万26人、増加率15.2%）及び神奈川県（9万6,646人から9万7,606人、増加率1.0%）など関東地区の1都6県全体（51万3,425人）では平成4年末に比べ1万6,525人、3.3パーセント増となり、昭和63年末に比べれば19万3,463人、1.6倍増となるものの増加率は鈍化している。特に大阪府は平成4年に比べ991人、0.5パーセント減、愛知県は平成4年末に比べ454人、0.4パーセント減とわずかながら減少している。

都道府県別外国人登録者数の推移を構成比についてみると、関西地区の大坂府が昭和63年末の21.8パーセントから16.1パーセントと低下し、同様の傾向が兵庫県（9.3%から7.4%）、京都府（5.6%から4.3%）に見られるのに対し、関東地区では東京都が20.9パーセントから19.0パーセントに低下しているものの、埼玉県（2.7%から4.3%）、千葉県（2.6%から3.8%）が上昇しており、中京地区の静岡県（1.3%から3.1%）も上昇している。

都道府県人口との比較では、大阪府が人口の2.44パーセント、京都府が2.17パーセント、東京都が2.12パーセントとなっている。また大阪府では韓国・朝鮮の占める割合が大きいが（84.6%）、東京都では韓国・朝鮮の占める割合が37.8パーセントである。

<都道府県別外国人登録者数の推移>

(各年末)

年 都道府県	昭和63年 (1988)	構成比 (%)	平成2年 (1990)	構成比 (%)	平成4年 (1992)	構成比 (%)	平成5年 (1993)	構成比 (%)	対前年末 増加率(%)
総 数	941,005	100.0	1,075,317	100.0	1,281,644	100.0	1,320,748	100.0	3.1
東 京 都	196,400	20.9	213,056	19.8	247,446	19.3	250,839	19.0	1.2
大 阪 府	204,916	21.8	209,587	19.5	213,935	16.7	212,944	16.1	-0.5
愛 知 県	62,967	6.7	79,161	7.4	105,336	8.2	104,882	7.9	-0.4
兵 庫 県	87,805	9.3	90,084	8.4	96,716	7.6	98,258	7.4	1.6
神 奈 川 県	54,721	5.8	76,676	7.1	96,646	7.5	97,606	7.4	1.0
京 都 府	52,569	5.6	54,288	5.1	55,747	4.4	56,570	4.3	1.5
埼 玉 県	25,392	2.7	37,249	3.5	52,684	4.1	56,180	4.3	6.6
千 葉 県	24,115	2.6	32,329	3.0	43,436	3.4	50,026	3.8	15.2
静 岡 県	12,807	1.3	23,086	2.1	37,432	2.9	40,955	3.1	9.4
福 岡 県	29,964	3.2	31,551	2.9	34,689	2.7	35,896	2.7	3.5
そ の 他	189,349	20.1	228,250	21.2	297,577	23.2	317,092	24.0	6.6

資料出所：法務省入国管理局「平成5年度末現在における在留資格（在留目的）別外国人登録者統計」

(3) 在住外国人に係る国の主な対応の推移

我が国に入国・在住する外国人の増加は、その数のみならず、入国の目的の複雑・多様化をもたらしている。その現状に対し、国の主な対応の推移は以下のとおりである。

昭和62.9.26 外国人登録法一部改正（施行 63.6.1）

- ・指紋押捺を原則1回限りとする。

平成1.1.15 パキスタン及びバングラデシュとの相互査証相互免除措置の一時停止

1.10.20 内閣官房長官「外国人労働者問題に関する日本政府の基本方針」発表

- ・専門的技術等を有する者は、可能な限り受け入れる方向で対処する。

1.12.8 出入国管理及び難民認定法（略称：入管法）の一部改正（施行 2.6.1）

- ・在留資格の整備（専門技術労働者受入れの拡大）
- ・入国審査基準の明確化と手続の簡素・迅速化
- ・不法就労外国人対策（不法就労助長罪の創設）
- ・出入国の適正な管理を図るために出入国管理基本計画の策定

3.12.12 第3次行革審の第2次答申

- ・現行研修制度上の基準を再検討し、外国人が帰国後の就業等に役立つ技能修得できる制度（「技能実習制度（仮称）」）の創設
- ・不法就労の防止のため不法就労者の摘発を推進し、不当な利益をあげている仲介業者及び雇用主に対する取締りの強化
- ・外国人の緊急時の医療の在り方について早急に検討する。

4.4.15 外交及び公用旅券所持者を除くイラン人の査証免除の取扱い一時停止

4.6.1 外国人登録法の一部改正（公布）

- ・永住外国人の指紋押捺義務を廃止、家族事項の登録

4.6.8 出入国管理基本計画（第1回）法務省告示 319号

- ・円滑な人的交流の促進を図るためにの方策
- ・外国人労働者の受入れ問題への対応
- ・研修目的の外国人の受入れの在り方
- ・不法就労外国人問題への対応

4.6. 生活大国5か年計画

- ・国際的労働力移動圧力の対応としては、雇用機会を創出することが基本であること。
- ・外国人労働者の受入れ問題を労働力不足対策の視点から考えるのは適当ではない。

4.7.19 第7次「雇用対策基本計画」閣議決定

- ・単純労働者の受入れについては、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応する。

5.4.5 外国人技能実習制度の発足

2. 外国人住民の教育について

(1) 外国人子女教育の現状

平成2年6月の出入国管理及び難民認定法改正以降、外国人労働者、特に中南米から日系人が急増し、これに伴って我が国の学校に就学する外国人児童・生徒が急増する傾向にある。平成5年9月1日現在、日本語指導の必要な外国人児童・生徒は、公立の小学校に7,569人、中学校に2,881人、合計で10,450人在籍している。これは、平成3年9月1日現在の在籍者数（小学校3,978人、中学校1,485人の合計5,463人）に比べ91.3%増となるものであり、その話す母語も、平成3年の43言語から48言語と増えている。

資料出所：文部省教育助成局海外子女教育課「海外子女教育の現状」

<日本語教育が必要な外国人児童・生徒の在籍状況>

出典：平成5年9月 文部省「日本語教育が必要な外国人児童・生徒の受け入れ状況等に関する調査」

① 学校種別学校数・児童生徒数

(平成5年9月1日現在)

区分	小学校	中学校	計
学校数	2,611校	1,094校	3,705校
児童・生徒数	7,569人	2,881人	10,450人

② 日常生活で使用する言語（母語＝第一言語）別外国人児童・生徒数－公立小・中学校全体－ (平成5年9月1日現在)

ポルトガル語	中国語	スペイン語	英語	ベトナム語
4,056人 (38.8%)	3,171人 (30.3%)	1,347人 (12.9%)	429人 (4.1%)	346人 (3.3%)

韓国語・朝鮮語	フィリピン語	その他(41語)	計
328人 (3.1%)	284人 (2.7%)	489人 (4.7%)	10,450人 (100%)

③ 日本語教育が必要な外国人児童・生徒数別学校数(平成5年9月1日現在)

学校	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～15人	16～20人	21～30人	31人以上	計
小学校 (校) %	1,086 (41.6)	623 (23.9)	300 (11.5)	156 (6.0)	136 (5.2)	227 (8.7)	57 (2.2)	9 (0.3)	14 (0.5)	3 (0.1)	2,611 (100)
中学校 (校) %	596 (54.5)	225 (20.6)	108 (9.7)	47 (4.3)	31 (2.8)	54 (4.9)	15 (1.4)	9 (0.8)	5 (0.5)	6 (0.5)	1,094 (100)
計 (校) %	1,682 (45.4)	848 (22.9)	406 (11.0)	203 (5.5)	167 (4.5)	281 (7.6)	72 (1.9)	18 (0.5)	19 (0.5)	9 (0.2)	3,705 (100)

資料出所：文部省教育助成局海外子女教育課「海外子女教育の現状」

ア 日本語教育が必要な外国人児童・生徒の都道府県別学校数・生徒数

(平成5年9月1日現在)

学校種別 都道府県	小学校		中学校		計			
	学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	(平成3年)	児童・生徒数 (人)	(平成3年)
北海道	29	46	5	6	34	10	52	24
青森県	6	13	4	7	10	0	20	0
岩手県	8	15	4	10	12	1	25	1
宮城県	17	44	6	9	23	10	53	16
秋田県	3	8	1	1	4	7	9	13
山形県	19	32	6	8	25	5	40	8
福島県	14	37	12	22	26	5	59	13
茨城県	72	243	34	63	106	74	306	235
栃木県	65	244	40	103	105	26	347	107
群馬県	68	321	53	170	121	89	491	292
埼玉県	152	424	47	111	199	46	535	144
千葉県	143	317	60	113	203	70	430	184
東京都	346	841	126	296	472	350	1,137	859
神奈川県	205	672	98	314	303	261	986	735
新潟県	11	26	8	8	19	3	34	11
富山県	15	29	9	11	24	9	40	12
石川県	19	35	8	9	27	7	44	9
福井県	22	43	5	5	27	9	48	15
山梨県	43	89	11	18	54	21	107	39
長野県	77	219	36	84	113	60	303	137
岐阜県	65	191	20	33	85	52	224	98
静岡県	225	816	104	262	329	158	1,078	484
愛知県	251	954	99	272	350	271	1,226	617
三重県	50	207	25	61	75	33	268	116
滋賀県	59	156	24	37	83	20	193	59
京都府	51	133	14	40	65	15	173	47
大阪府	177	412	90	471	267	134	883	505
兵庫県	69	159	22	43	91	45	202	211
奈良県	30	48	12	70	42	19	118	35
和歌山县	5	10	2	2	7	2	12	3
鳥取県	1	1	0	0	1	0	1	0
島根県	4	9	1	1	5	1	10	1
岡山県	31	95	7	15	38	14	110	27
広島県	78	249	29	80	107	54	329	187
山口県	16	40	2	2	18	3	42	5
徳島県	6	12	1	5	7	2	17	2
香川県	16	43	9	21	25	8	64	17
愛媛県	5	10	4	5	9	1	15	3
高知県	10	23	6	9	16	13	32	22
福岡県	43	116	19	23	62	16	139	35
佐賀県	5	7	4	6	9	0	13	0
長崎県	11	20	6	8	17	6	28	10
熊本県	16	31	4	4	20	9	35	21
大分県	7	14	0	0	7	1	14	1
宮城県	5	9	1	1	6	4	10	7
鹿児島県	7	12	4	8	11	4	20	6
沖縄県	34	94	12	34	46	25	128	90
計	2,611	7,569	1,094	2,881	3,705	1,973	10,450	5,463

資料出所：文部省教育助成局海外子女教育課「海外子女教育の現状」

イ 外国人子女教育に関する文部省の取り組み

外国人子女の中には日本語能力が極めて不十分であり、家族ともども日本の生活習慣に通じていない者がいることから、これらの者に対しては、日本語指導や生活面・学習面での指導について、特段の配慮が必要である。このため、文部省では、次の施策を実施している。

① 外国人子女教育研究協力校の指定《高等学校課担当》

平成元年度から、外国人子女を受け入れるに当たっての教育関係、指導体制、指導方法等の在り方について調査研究を行う学校を研究協力校に指定している。

② 日本語指導教材等の作成・配布《海外子女教育課担当》

平成4年度に、学校生活で必要とされる基本的な事柄を題材とした日本語指導教材「にほんごをまなぼう」を、平成5年度には教科学習に必要とされる日本語を指導するための教材「日本語を学ぼう2」を作成し、外国人子女受入れ校等に配布した。平成6年度以降も引き続き日本語指導教材を作成していく予定である。

③ 外国人子女教育の手引きの作成・配布《海外子女教育課担当》

外国人子女については、我が国とは異なる文化的な背景の下に育ってきているため、その文化的な背景等を十分配慮した指導が求められている。これら外国人子女のカルチャーショックを和らげ、我が国の学校生活に適応させるためには、外国人子女教育の担当教員ばかりではなく、学校の教職員全体の理解と協力が不可欠である。このため、外国人子女を受け入れる際の留意事項をまとめた教師用手引きを作成・配布することとしている。

④ 外国人子女日本語指導に対応する教員配置《財政課担当》

平成4年度から、外国人子女を受け入れている学校で、日本語指導等特別の指導を必要とする者に対し、教員を加配している。

⑤ 外国人子女教育担当教員の研修《海外子女教育課担当》

平成5年度から、外国人子女受入れ校の教員、教育委員会の外国人子女教育担当の指導主事等を対象として、日本語指導法等の研修会を実施している。

⑥ 外国人子女等指導協力者派遣事業の実施《海外子女教育課担当》

外国人子女の母語を習得している教員がほとんどない実態に鑑み、平成5年度から、外国人子女の母語ができ、外国人子女に対する適応指導等において教員の指導に協力する者が定期的に学校を巡回する事業を都道府県教育委員会に委嘱し実施している。

外国人子女等教育指導協力者派遣事業委嘱都道府県一覧(平成6年度)

外国人子女関係

番号	都府県名	地域名	番号	都府県名	地域名
1	茨城県	つくば市 (中国語・韓国語)	15	静岡県	松浜市 (ポルトガル語)
2	栃木県	足利市 (スペイン語)	16	愛知県	岡崎市 (中国語)
3	群馬県	小山市 (中国語)	17		碧南市 (ポルトガル語・スペイン語)
4		伊勢崎市 (スペイン語・英語)	18		安城市 (ポルトガル語・スペイン語)
5	群馬県	太田市 (ポルトガル語・スペイン語)	19		西尾市 (ポルトガル語)
6	埼玉県	川口市 (中国語)	20	三重県	鈴鹿市 (ポルトガル語)
7	千葉県	習志野市 (ポルトガル語・スペイン語)	21		津市 (中国語)
8	東京都	世田谷区 (中国語・英語)	22	京都府	京都 (中国語)
9	神奈川県	大和市 (中国語・英語)	23	大阪府	大阪市 (中国語)
10		川崎市 (中国語)	24	兵庫県	神戸市 (中国語・ベトナム語)
11		愛川町 (スペイン語)	25	広島県	広島市 (中国語・英語)
12	長野県	上田市 (中国語・英語)	26		福山市 (中国語)
13	岐阜県	岐阜市 (ポルトガル語・スペイン語)	27	福岡県	福岡市 (中国語)
14		可児市 (ポルトガル語)	28	沖縄県	那覇市 (英語)

※()内は指導協力者の話す言語を表す。

資料出所：文部省教育助成局海外子女教育課

ウ 日本語教育が必要な外国人児童・生徒に対する教育委員会の施策

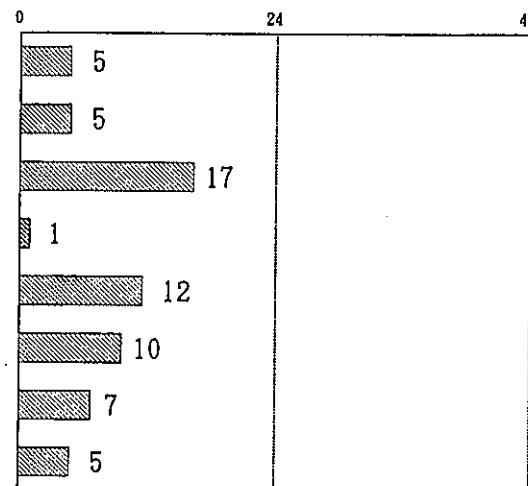
① 都道府県教育委員会における施策（平成5年9月1日現在）

都道府県レベルでは、「教員用指導資料・手引きの作成」を実施しているのが17都道府県と一番多く、続いて「外国人子女教育担当職員の研修」を実施しているのが12都道府県となっている。

《 施 策 》

- 1 日本語指導協力者の派遣
- 2 児童・生徒用日本語指導教材の作成
- 3 教員用指導資料・手引きの作成
- 4 保護者用ガイドブックの作成
- 5 外国人子女教育担当教員の研修
- 6 外国人子女教育連絡協議会等の開催
- 7 外国人子女教育研究協力校（地域）の指定
- 8 教育相談等の実施

《実施都道府県数》



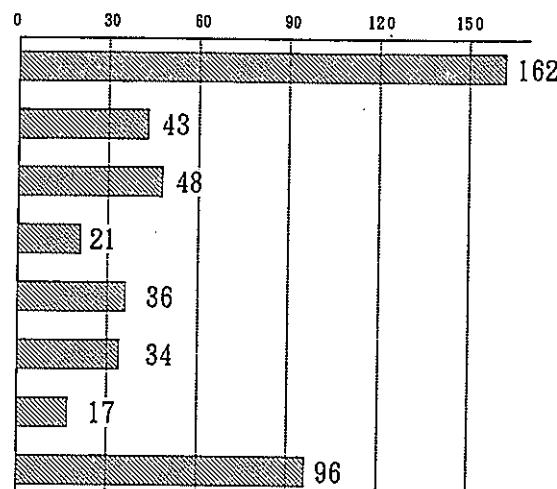
② 市町村教育委員会における施策（平成5年9月1日現在）

市町村レベルでは、「日本語指導協力者の派遣」を実施しているが 162市町村と一番多く続いて「教育相談等の実施」を行っているのが96市町村となっている。

《 施 策 》

- 1 日本語指導協力者の派遣
- 2 児童・生徒用日本語指導教材の作成
- 3 教員用指導資料・手引きの作成
- 4 保護者用ガイドブックの作成
- 5 外国人子女教育担当教員の研修
- 6 外国人子女教育連絡協議会等の開催
- 7 外国人子女教育研究協力校（地域）の指定
- 8 教育相談等の実施

《実施市町村数》



出典：文部省「平成5年度日本語教育が必要な
外国人児童・生徒の受け入れ状況等に関する調査」

(2) 児童・生徒以外の外国人居住者の日本語教育

文化庁の調べによると、平成5年11月1日現在、国内における日本語教育の実施機関数は1,143機関、日本語教員数は11,142人、日本語学習数は76,940人でそれぞれ過去最高となっていいる。

区分	主な学習対象等	機関数	教員数	学習者数
1 大学院	ア 進学希望者を対象とした予備教育として実施している大学院	5	18	70
	イ 日本語学、日本語教育学等の専攻のある研究科で実施している大学院	2	26	18
	ウ 正規の授業科目として日本語の科目を開講して実施している大学院	12	65	346
	エ 大学院等での学習のための補習教育として実施している大学院	14	36	477
	オ その他	5	25	171
大学院合計		38	170	1,082
2 大 立 公	ア 大学院への進学希望者を対象とした予備教育として実施している大学	11	268	1,369
	イ 大学、短期大学への入学希望者を対象とした予備教育として実施している大学	1	22	51
	ウ 日本語学科、日本語教育学科等において日本語教育を実施している大学	3	47	145
	エ 正規の授業科目として日本語・日本事情の科目を置いて実施している大学	74	354	2,265
	オ 交換プログラムの中で実施している大学	1	16	4
	カ 大学、短期大学等での学習のための補習教育として実施している大学	23	142	1,162
	キ その他	6	66	324
小計		119	915	5,320
3 学 私 立	ア 大学院への進学希望者を対象とした予備教育として実施している大学			
	イ 大学、短期大学への入学希望者を対象とした予備教育として実施している大学			
	ウ 日本語学科、日本語教育学科等において日本語教育を実施している大学			
	エ 正規の授業科目として日本語・日本事情の科目を置いて実施している大学	12	31	265
	オ 交換プログラムの中で実施している大学	1		
	カ 大学、短期大学等での学習のための補習教育として実施している大学		12	107
	キ その他	2		
小計		15	43	372
4 学 私 立	ア 大学院への進学希望者を対象とした予備教育として実施している大学	1	39	139
	イ 大学、短期大学への入学希望者を対象とした予備教育として実施している大学	19	252	943
	ウ 日本語学科、日本語教育学科等において日本語教育を実施している大学	7	96	586
	エ 正規の授業科目として日本語・日本事情の科目を置いて実施している大学	166	832	7,184
	オ 交換プログラムの中で実施している大学	22	153	419
	カ 大学、短期大学等での学習のための補習教育として実施している大学	10	22	115
	キ その他	6	78	683
小計		231	1,472	10,069
大学合計		365	2,430	15,761

区分	主な学習対象等	機関数	教員数	学習者数
3 短 期 大 学	ア 大学院への進学希望者を対象とした予備教育として実施している短期大学	1	9	61
	イ 大学、短期大学への入学希望者を対象とした予備教育として実施している短期大学	5	34	54
	ウ 日本語学科、日本語教育学科等において日本語教育を実施している短期大学			
	エ 正規の授業科目として日本語・日本事情の科目を置いて実施している短期大学	42	147	457
	オ 交換プログラムの中で実施している短期大学	3	18	56
	カ 大学、短期大学等での学習のための補習教育として実施している短期大学	9	29	94
	キ その他	5	4	58
短期大学合計		65	241	780
4 高等専門学校		52	139	232
5 一 般 の 日 本 語 教 育 機 関 ・ 施 設	ア ビジネスマン、主婦等成人一般対象	192(43)	3,124	15,513
	イ 宣教師対象	6()	56	248
	ウ 技術研修生対象	34()	312	2,273
	エ 学術研究者対象	2()	27	58
	オ 大学、専門学校等進学希望者対象	326(326)	4,184	27,205
	カ インターナショナルスクール等在学生対象(キを除く)	29()	153	7,574
	キ 在日米軍関係者対象	8()	18	4,788
	ク 米国国务院関係者対象	1()	14	24
	ケ 小中高大学、専門学校等在学生対象	15()	53	426
	コ その他	10()	221	976
一般の日本語教育機関・施設合計		623(369)	8,162	59,085
総 計		1,143	11,142	76,940

(注) 機関数の()は(財)日本語教育振興協会の認定施設数で内数。

(注) 国内の外国人に対する日本語教育の概要は、文化庁で把握している機関に対して調査を依頼し、回答があったものを集計し作成したものである。そのため、回答を得られなかった機関等については集計していない。
 この他、テレビ、ラジオ等で日本語を学習している者もかなりいると見られているが、この集計からは除いている。

資料出所：文化庁文化部国語課「平成5年度国内の外国人に対する日本語教育の概要」

(3) 憇 談 の 概 要

外国人住民の教育についての意見交換の中でいろいろの指摘等があり、その主なものは以下のとおりである。

- ・外国から日本にきた外国人とはどういう形でどのような情報を得て子供の教育を行えばよいのか。行政は外国人子女に対しては教育義務はなく就学希望を受け入れる義務だけだとして受け身にならないでほしい。就学年齢にある子供がいる外国人家庭には自信を持って母語で就学案内を出せるような体制の整備に努めてほしい。
- ・教育する側は、外国人の子供達が母国と日本の架け橋になれるよう、人権、学ぶ権利について考え、母語も日本語も中途半端な子供にならないように、子供の将来を見据えながら母語及び日本語教育を考えて行く必要がある。
- ・母語教育は、何年かして母国に帰る子供には是非とも必要なものであり、現在はボランティア組織ががんばっているが、子供たちをセミリンガルにしないためにも行政は積極的に取り組んでほしい。
- ・外国人子女の教育は、学校の中だけで外国人の子供を教育するだけでなく、周辺の日本人の子供への教育、外国人の保護者への教育、周辺の住民への教育をどうして行くかが課題となる。
- ・日本語教育をする場合、日本及び日本人の心を知り、互いに交流したいと言う希望を将来に向かって長く持続する経験を持つもらうという観点が必要である。
- ・外国人子女の教育で一番優先されるものは日本語教育であり、教材の充実が必要である。特に、生活言語でなく認知学習（思考）言語を高める教育が重要であり、具体的アイデアや教材の開発が急がれる。
- ・教育指導協力者制度は、いろいろの相談窓口となることにより効果が高まる。
- ・教育と言うのは、特殊教育があり、普通教育があり、地域によっては新しく加わった外国人教育があり、これらが全部できないと1人前の教師とは言えないのではないか。そのためには教員の養成が重要となる。
- ・学校、日本人の父母、外国籍の父母、ボランティアなどが連携できる、言い換えると地域と手を結ぶ、開かれた学校になってほしい。これが地域住民の国際理解にもつながる。
- ・15歳をすぎた外国人が学校で学ぼうとする場合、編入学がほとんど不可能な状況にあり、何らかの解決策を考える必要がある。
- ・高等学校の帰国子女枠を拡大して外国人子女を受入れられるよう関係者は積極的に対応してほしい。これが日本の高校生の国際理解に繋がり、また教育現場の改革にもつながるのではないか。

- ・外国人子女の教育はすべて学校でという発想を少し改めて、子供を育てるのは地域社会であるとの認識に立てば、いろいろの問題の解決の糸口が見えてくるのではないか。
- ・日本には世界中から外国人が来ており、その言語は43言語にも上り、教育行政がすべての外国人子女に対応することは現実の問題として不可能であることから、ボランティアの活躍が大いに期待される。
- ・子供だけでなく成人も対象としたボランティアによる日本語教室や母語教室がいろいろの形で増えており、地域の国際化ということで大変素晴らしいことだが、こうした動きに対して行政や国際交流協会などの支援がますます期待される。

3. 在住外国人に対する医療と保険について

(1) 外国人に対する制度の適用状況

外国人に対する保険・福祉制度の適用状況等については、下表のとおりであるが、無料低額診療事業を除き、いずれも不法滞在者に対する適用は認められていない。

制度名	制度の概要	現在の適用状況	不法滞在外国人についての考え方
健 康 保 険	・民間企業に勤務する者及びその家族を対象として医療保障を行う。 （医療保険） 【政府・健康保険組合が運営】	・適法に雇用されている外国人労働者に対しては適用。 ・不法滞在者には適用せず。	・不法滞在を容認・助長するおそれ。
国 民 健 康 保 険	・自営業者、農業者等を対象として医療保障を行う。（医療保険） 【市町村が運営】	・外国人登録等を基に客観的に1年以上居住することが見込まれる不法滞在者について適用 ・不法滞在者には適用せず。	・不法滞在を容認・助長するおそれ。 ・国外退去を求められる不法滞在者は住所があるとは認められない。
生 活 保 護	・生活に困窮する国民を対象に以下のような保護を実施。 ・生活扶助 ・教育扶助 ・住宅扶助 ・医療扶助 ・出産扶助 等 【県・市が実施】	・法律上日本国民のみ対象だが、予算措置で永住外国人等も対象。 ・不法滞在者には適用せず。	・医療扶助を含む生活保護目的入国等助長のおそれ ・生活保護制度は受給者の自立を助長することを目的としているが、不法滞在者に自立を促すことは不適切。
行旅病人及び行旅死亡人取扱法	・旅行中の病人であって救護者がいない者に救護を行う。 【市町村が実施】	・東京都等一部の自治体においては適用。 (適用するか否かは地方公共団体の判断。)	・住居を定めて事実上我が国に生活圏を形成していると認められる外国人はもはや旅行中とは言えない。
無 料 低 額 診 療 事 業	・生計困難者のために無料又は低額で診療を行う。（第2種社会福祉事業） 250か所	・生計困難と確認できれば日本国民であるか否かを問わず一部負担の減免等。	・診療費を支払うことのできない外国人の診療件数が増大した場合、診療費の減免額が累積して過大なものとなり対応しきれなくなるところが生ずるおそれがある。

出典：厚生省「外国人に係る医療に関する懇談会 資料」

(2) 外国人の未払い医療費の現状と対応

ア 外国人患者に係る医療機関の未収状況について

外国人の医療費未収状況をみると、調査対象施設に占める未収金発生施設の割合をみると、全調査対象の1割以上の施設において未収金が発生しているのがわかる。

1施設・1月当たりの未収金額をみると、少ない施設で約6万円、多い施設では60万円近くにおよんでいるのがわかる。

区分	調査期間	調査対象施設(施設)	未収納発生施設(施設)	発生件数(件)	未集金総額(千円)	1施設・1月当たりの未収額(千円)
(社)全国自治体病院協議会	H.3.4.1～H.4.3.31 (平成3年度)	987	129	520	91,107	59
日本赤十字社	H.4.4.1～H.5.3.31 (平成4年度)	92	34	258	54,134	133
社会福祉法人恩賜財団済生会	H.5.3.1～H.5.3.31	70	10	28	5,940	594
全国厚生農業協同組合連合会	H.4.4.1～H.5.3.31 (平成4年度)	115	23	122	17,684	64
(社)日本私立医科大学協会	H.3.4.1～H.4.2.29 (平成3年度)	29	19	471	57,033	273
国立病院・療養所 (厚生省調べ)	平成5年度	9	9	23	6,412	59

[参考]

<自治体病院における外国人に関する未収金の状況>

[平成3年度外国人患者に係る未収金額・構成割合]

(単位:千円)

	総額	入院	入院外
総額	2,711,292	2,462,033	249,259
外国人	91,107	86,171	3,988
構成割合	3.4%	3.5%	1.6%

出典: 厚生省「外国人に係る医療に関する懇談会 資料」

イ 地方自治体の外国人未払い医療費対応実施状況

効自治体国際化協会が平成6年度に実施したアンケート調査によると、外国人未払い医療費に対する自治体レベルの対応状況は下表のとおりである。

団体名	概要	対象医療機関	負担割合	補填限度	開始年度	平成5年度決算額	平成6年度決算額
宮城県	医療機関で治療の外国人が定住場所が無く、支払い能力がないため、市町村が負担した未払医療費を補填する（行施法適用）	県内医療機関	県 10 / 10	生活保護法に準拠	昭和36年2月	0	1,000
栃木 宇都宮市	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、未払いとなった医療費のうち入院分のみ一部を補填する（行施法適用）	市内医療機関	県 10 / 10	入院分のみ	平成5年12月	-	(補正対応)
群馬県	医療機関での外国人医療のうち、回収努力にもかかわらず1年以上未収となっている医療費の一部を医療機関に補填する	国立・県立を除く保険医療機関、保険薬局、療費取扱機関	県 49% 市町村14% 経済団体等 7%	1機関1人当り 200万円以内	平成5年4月	5,304	8,872
埼玉県	医療機関での外国人医療のうち、回収努力にもかかわらず1年以上未収となっている医療費を市町村と連携して補填する	国立・県立を除く県内医療機関	県 1 / 2 市町村 1 / 2	1機関1人当り 200万円以内	平成6年4月	-	10,000
	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、市町村が負担した未払い医療費を補填する（行施法適用）	県内医療機関	県 10 / 10	生活保護法に準拠	平成5年1月	14,857	10,891
千葉県	医療機関での外国人医療のうち、回収努力にもかかわらず1年以上未収となっている医療費を補填する	国立・県立・千葉市立除く県内医療機関	県 10 / 10	1件 200万円以内	平成6年4月	-	10,000
浦安市	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、未払いとなった医療費のうち入院分のみ一部を補填する（行施法適用）	市内医療機関	県 10 / 10	入院分のみ	平成5年4月	0	200
東京都	医療機関での外国人治療のうち、回収努力にもかかわらず1年以上未収となっている医療費のうち7割以内を補填する	国立・都立を除く都内医療機関	都 10 / 10	1機関1人当り 200万円以内	平成6年10月	-	10,000
神奈川県 横浜市	医療機関での外国人医療のうち、回収努力にもかかわらず1年以上未収となっている医療費を県と連携して補填する	国立・県立を除く市内医療機関	市 県 1 / 2 1 / 2	1機関1人当り 100万円以内	平成5年4月	6,082	16,000
	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、医療機関が負担した未払い医療費を補填する（行施法適用）	市内医療機関	市 10 / 10	入院分のみ	平成5年4月	15,512	18,600
川崎市	医療機関での外国人治療のうち、回収努力にもかかわらず1年以上未収となっている医療費を県と連携して補填する	国立・県立を除く市内医療機関	市 県 1 / 2 1 / 2	1機関1人当り 100万円以内	平成5年4月	2,828	3,500
	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、医療機関が負担した未払医療費を補填する（行施法適用）	市内医療機関	市 10 / 10	入院分のみ	平成5年4月	2,443	10,000

団体名	概要	対象医療機関	負担割合	補填限度	開始年度	平成5年度決算額	平成6年度決算額	
新潟県	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、医療機関が負担した未払い医療費を補填する（行施法適用）	県内医療機関	県 10 / 10	入院分のみ	平成5年11月	0	1,855	
石川県	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、医療機関が負担した未払い医療費を補填する（行施法適用）	県内医療機関	県 10 / 10	医療費分	昭和28年4月	0	400	
山梨県	医療機関で外国人医療のうち、回収努力にもかかわらず1年以上未収となっている医療費を県と連携して補填する（行施法適用）	県内医療機関	県 10 / 10	医療費分	昭和54年4月	473	500	
	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、医療機関が負担した未払い医療費を補填する（行施法適用）	県内医療機関	県 10 / 10	入院分のみ	昭和54年4月	106	2,158	
岐阜	各務原市	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、未払いとなつた医療費のうち入院分のみ一部を補填する（行施法適用）	県内医療機関	県 10 / 10	入院分のみ	平成5年12月	125	260
滋賀県	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、医療機関が負担した未払い医療費を補填する（行施法適用）	県内医療機関	県 10 / 10	医療費分		5,703	6,649	
大阪府	医療機関で治療の外国人が、定住場所が無く、支払い能力がないため、医療機関が負担した未払い医療費を補填する（行施法適用）	大阪市立除く府内医療機関	県 10 / 10	医療費分	平成5年4月	699	3,600	
兵庫	西宮市	外国人登録をしており救急患者と認められる者の未払い医療費を補填する	国立・県立を除く市内医療機関	市 10 / 10	医療費分	昭和54年6月	0	500
徳島	徳島市	医療機関で治療の外国人が、市内滞在2日以内で、支払い能力がないため、市町村が負担した未払い医療費を補填する（行施法適用）	市内医療機関	市 10 / 10	医療費分		0	（補正対応）

(財)自治体国際化協会調べ

ウ 厚生省の外国人未払い医療費対策について

厚生省は外国人に係る医療について、治療費を払えない不法滞在外国人が発生している状況に鑑み、不法滞在者問題と関連した外国人の医療に関して、その現状と問題点を整理し、今後の方向を検討することを目的に、事務次官の下に学識経験者から成る「外国人に係る医療に関する懇談会」を設置し、平成6年11月30日（水）に第一回会合を開催した。

〔参考〕

不法滞在外国人に対する医療に関する諸外国の状況

国名	不法滞在外国人に対する措置内容等
イギリス	・滞在1年未満の不法滞在外国人は、NHS制度の緊急医療のみ対象。 ・滞在1年以上の不法滞在外国人は、NHS制度の対象。
フランス	・不法滞在外国人は公的社会保険制度の対象外。 ・法律上は、不法滞在外国人も公的医療扶助制度の対象。（ただし入院医療のみ。通院医療については、連続3年の居住要件が付加される。） ・しかし、公的医療扶助制度の運用は実施主体（県）により大幅に異なり、不法滞在外国人に医療扶助を適用しない県もある。
ドイツ	・公的医療保険制度の対象外の不法滞在外国人は、一般の社会扶助制度とは別体系の「難民認定申請者給付法（難民申請者等に対する社会扶助）」に基づき、急性疾患の治療についてのみ医療給付が行われる。
スウェーデン	・不法滞在外国人の医療費は自費。（ただし、支払能力がない場合、医療機関（県）が負担を負う。）
アメリカ	・メディケイド（低所得者を対象とした医療費保障制度。州政府が運営し、連邦政府が補助）の要件に合致する低所得者については、不法滞在外国人であっても、緊急医療に限り同制度適用。 ・上記の他、メディケイドの医療機関への医療費支払いに際して、当該医療機関の未払医療費の額を加味した支払が行なわれる。（ただし、不法滞在外国人のみではなく、一般の未払医療費に着目したもの。）
オーストラリア	・不法滞在外国人の医療費は自費。（ただし、支払能力がない場合、医療機関（主に公的医療機関）が負債を負う。）

- 注) 1. 難民、永住申請者等については取扱いが異なる国がある。
 2. 不法滞在者に対する医療と退去強制は一般的には連動しない。
 3. NHSはNational Health Service の略

出典：厚生省「外国人に係る医療に関する懇談会 資料」

(3) 憇談の概要

在住外国人に対する医療・保険についての意見交換の中でいろいろの指摘等があり、その主なものは以下のとおりである。

- ・地域に住んでいる外国人が医療で困っているならば、日本人を超えるようなことをしてはいけないが、できるだけのことはすべきである。これが国際化だと思う。
- ・日本に出稼ぎに来る人の場合、健康体であり、母国では医療保険制度が日本ほど普及していないのが一般的なので、「保険への加入はもったいない。」という感覚を持っており、意識の改革が大変である。現行制度で見直すべきと考えられるところもないわけではないが、日本に来たら、日本のシステムに合わせるべきである。
- ・外国人を国保に加入させるかどうかは市町村長の判断ができるが、国保の健全運営上、収納率が問題であり、日本人と同程度の収納率にする方策を考えていく必要がある。
- ・最初登録した市町村をすぐ出て、恩恵（医療給付）だけ受けて税金を払わないというものもある。最初登録した市町村を出て他の市町村に移る場合は14日以内に変更登録をしなければならないことになっているが、これを知らない外国人もいるので、この義務を周知徹底するシステムを考え、こういうことがきちんと出来ないと共生はうまくいかないことということを組織的にきちんと教えていかなければならない。
- ・日本に来ている外国人が健康保険法や労働基準法のことを知っていることを期待する方が無理であり、難しい法律をどう説明し分かってもらうかが大切であるが、一方、外国人も当時者意識を持ってもらわなくてはならない。医療法人と協力して手作り医療保険制度を作ったところもある。やはり外国人も払うべきものは払うべきで、こういう情報も広めながらシステムづくりをしていく必要がある。
- ・旅行者保険への加入を勧めるのも一つの解決策となる。
- ・母子手帳は市町村のサービスがそれぞれ違うので独自の外国語版を作らなければならないが、行政サービスの充実を図るため、先行した市町村の協力を得てすすめるとよい。
- ・来日した人は、オーバーステイの外国人も含めて、税金の問題はあるが、外国人登録をして住民としての認知を受けた方がいいと思う。外国人登録とオーバーステイは関係ない、在留期間オーバーと外国人登録証に書かれるだけで受け付けていけないとはなっていない。
- ・年金制度がすべての国にあり、国同士で通算できるような制度があれば良いが現実はほど遠い。健康保険制度と厚生年金制度のセット加入については日本だけが例外ではない。年金制度への加入は社会保障税みたいなものと考えるべきではないかというのもと、^注年金受給が予定されない外国人については何らかの形で負担の免除あるいは軽減を図るべきだという考え方がある。

（注）平成6年11月9日に国民年金法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、外国人に対する国民年金及び厚生年金の脱退一時金の支給の制度が設けられた。これは従来、転勤などで日本に来た外国人は短期滞在のケースが多く、保険料を支払っても老後の給付に結び付かないため、平成7年度から帰国した場合に一時金を支給するものである。これに伴い、年間8万人程度が一時金をうけることになると見込まれる。

4. 外国人労働者問題について

(1) 就労する外国人

我が国に就労する外国人労働者は、合法、不法を合わせるとかなりの数に達しているものとみられている。

労働省職業安定局の推計によると、就労目的の外国人や日系人労働者などが約30万人で、これに我が国に残留している約30万人の不法就労者を加えると、我が国で就労する外国人労働者数は、約60万人に達しているものとみられる。これは、我が国の雇用者数の1%以上を占めるものとなっている。

	在留資格	外 国 人 数	平成5年新規入国者数
就労目的外国人	教 授	3,182	1,045
	芸 術	174	95
	宗 教	5,733	1,755
	報 道	383	255
	投 資・経 営	4,429	1,026
	法律・会計業務	72	4
	医 療	195	3
	研 究	1,477	812
	教 育	6,195	2,635
	技 術	9,922	1,758
	人文知識・国際業務	23,455	5,265
	企 業 内 転 勤	5,718	4,438
	興 行	28,528	76,242
	技 能	5,913	1,768
	小 計	95,376	97,101
アルバイト (資格外活動)	留 学	(60,110)	(単位:人)
	就 学	(44,418)	
	就労者数(注1)	62,717	
日 系 人	日系人(注2)	152,120	
不法就労	不法残留者数	293,800	
	資格外就労	相当数	
	合 計	約60万人 + α	

- (注) 1. ここでいう外国人には、我が国で永住権等を有する外国人（特別永住者、永住者等）は含まない。
2. 資格外活動を行っている者の数は、アルバイトをしている留学生の割合が約60%であり（雇用開発センター「企業の国際化と外国人留学生・研修生」（平成元年））、これをもとに資格外活動者を推計した。
3. 日系人數は外務省推計（平成4年6月現在）、その他は法務省調べ（就労目的外国人は平成4年12月、不法残留者数は平成5年11月現在）。

資料出所：労働省職業安定局推計

(2) 就労が認められている在留資格別外国人登録者の推移

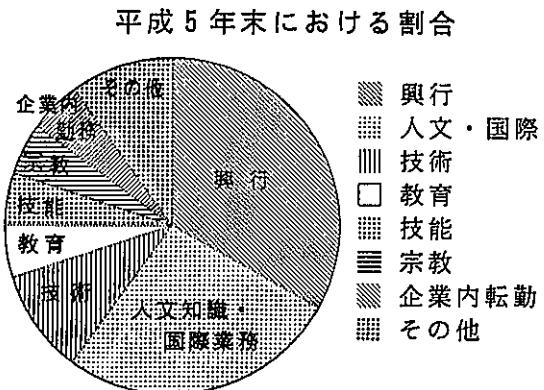
就労が認められている在留資格者の外国人登録数の推移についてみると、総数は9万5,376人で平成4年末に比べ9,859人、11.5パーセント増、昭和63年末に比べ5万4,978人、2.4倍増となっている。平成5年末において、「興行」(2万8,528人)のほか、登録の多いものとしては、「人文知識・国際業務」2万3,455人、「技術」9,922人、「教育」6,195人、「技能」5,913人、「企業内転勤」5,718人、「投資・経営」4,429人などがある。

(注) 改正入管法施行(平成2年6月1日)以前において就労が認められていた一般的在留資格としては、在留資格4-1-5(貿易・事業又は投資活動を行う者)、4-1-7(学術研究機関で研究の指導又は教育を行う者)、4-1-9(収入を伴う演劇、芸能、スポーツ等の興行を行う者)、4-1-12(産業上の高度な又は特殊な技術・技能を提供するために公私の機関により招へいされた者)、4-1-13(熟練労働に従事する者)及び4-1-16-3(法務大臣が特に在留を認める者)の一部(語学教師とその他の就職者)があった。

<就労が認められている在留資格別外国人登録者数の推移>

旧在留資格	年	昭和63年 (1988)
総 数		40,398
4-1-5(商用)		7,638
4-1-7(教授)		1,322
4-1-9(興行)		14,792
4-1-12(技術提供)		22
4-1-13(熟練労働)		1,723
4-1-16-3のうち語学教師		7,257
4-1-16-3のうちその他就職		7,644

旧在留資格	年	平成2年 (1990)	平成4年 (1992)	平成5年 (1993)	対前年末 増減率(%)
総 数	67,983	85,517	95,376	11.5	
教 授	1,824	2,575	3,182	23.6	
芸 術	560	166	174	4.8	
宗 教	5,476	5,599	5,733	2.4	
報 道	382	392	383	-2.3	
投 資 ・ 経 営	7,334	5,057	4,429	-12.4	
法律・会計業務	76	66	72	9.1	
医 療	365	198	195	-1.5	
研 究	975	1,328	1,477	11.2	
教 育	7,569	5,841	6,195	6.1	
技 術	3,398	9,195	9,922	7.9	
人文知識・国際業務	14,426	21,863	23,455	7.3	
企 業 内 転 勤	1,488	5,135	5,718	11.4	
興 業	21,138	22,750	28,528	25.4	
技 能	2,972	5,352	5,913	10.5	



資料出所：法務省入国管理局

「平成5年末現在における在留資格(在留目的)別外国人登録者統計」

(3) 都道府県別、外国人雇用事業所数・外国人労働者数及び日系労働者数

平成6年6月1日現在の外国人労働者数は全国で93,775人となっているが、都道府県別に見ると、事業所数及び外国人労働者数ともに東京都（2,917所、17,524人）、愛知県（1,067所、11,203人）、大阪府（1,011所、5,668人）、神奈川県（938所、6,857人）、静岡県（846所、10,274人）の5都道府県で全体の5割強を占めている。

事業所数は、静岡県、神奈川県、東京都などをはじめ、ほとんどの都道府県で増加した。外国人労働者数は、茨城県、東京都、群馬県、大阪府、栃木県などで減少した一方、静岡県、長野県、兵庫県、新潟県、山梨県などで増加した。

日系労働者数については、静岡県9,106人、次いで愛知県9,045人、神奈川県3,887人、長野県3,145人、岐阜県2,889人で多く、5県で28,072人、全日系人労働者数の51.5%を占めている。

都道府県別、外国人雇用事業所数・外国人労働者数及び日系労働者数 (単位:人)

(平成6年6月1日現在)

		事業所数	うち外国人労働者を直接雇用している事業所数	直接雇用されている外国人労働者数	うち日系人労働者数	間接雇用されている外国人労働者数
01	北海道	172	168	655	243	25
02	青森	14	14	95	63	4
03	岩手	51	47	148	40	16
04	宮城	103	101	437	200	20
05	秋田	16	16	33	4	0
06	山形	69	66	278	175	29
07	福島	108	107	451	301	28
08	茨城	279	239	2,117	1,602	1,380
09	栃木	304	271	2,327	1,943	1,102
10	群馬	352	330	2,768	2,039	1,519
11	埼玉	488	458	3,712	2,270	1,537
12	千葉	392	343	3,031	2,030	1,398
13	東京	2,981	2,917	17,524	1,907	1,767
14	神奈川	1,009	938	6,857	3,887	2,475
15	新潟	134	130	1,180	850	48
16	富山	167	142	877	765	282
17	石川	88	86	316	160	43
18	福井	144	126	539	400	435
19	山梨	117	101	916	673	423
20	長野	495	425	3,766	3,145	1,578
21	岐阜	398	309	3,377	2,889	1,746
22	静岡	1,066	846	10,274	9,106	5,900
23	愛知	1,322	1,067	11,203	9,045	6,254
24	三重	325	260	2,526	2,057	1,919
25	滋賀	232	156	1,855	1,693	1,732
26	京都	205	198	1,087	264	226
27	大阪	1,068	1,011	5,668	1,640	2,035
28	兵庫	413	370	2,043	1,056	807
29	奈良	58	55	462	318	139
30	和歌山	36	33	173	127	85
31	鳥取	33	27	74	51	26
32	島根	36	33	106	57	73
33	岡山	187	173	1,103	822	305
34	広島	364	328	2,052	1,323	559
35	山口	87	83	261	136	85
36	徳島	33	33	128	65	0
37	香川	92	89	408	230	41
38	愛媛	79	76	364	251	16
39	高知	20	20	33	3	0
40	福岡	302	301	1,052	139	10
41	佐賀	51	51	132	56	2
42	長崎	84	79	299	51	52
43	熊本	74	70	209	48	24
44	大分	50	48	240	149	17
45	宮崎	53	53	165	74	5
46	鹿児島	67	65	277	112	61
47	沖縄	59	56	177	35	27
合計		14,277	12,915	93,775	54,494	36,255

資料出所：平成6年11月労働省発表「第2回外国人雇用状況報告の結果について」

(4) 国籍(出身地)別性別不法残留者の推移

平成5年11月1日現在の我が国における国籍(出身地)別性別不法残留者数をみると、半年前の5月1日現在と比べ、韓国、中国、フィリピン、ペルー、台湾、ミャンマーについては増加しているが、タイ、マレーシア、イラン、バングラデシュ、パキスタンについては減少しており、全体をみると、女性は増加しているものの、男性は減少しており、全体的には微減している。

国籍(出身地)別性別不法残留者の推移

国籍(出身地)	平成2年 7月1日現在	平成3年 5月1日現在	平成3年 11月1日現在	平成4年 5月1日現在	平成4年 11月1日現在	平成5年 5月1日現在	平成5年 11月1日現在	平成6年 5月1日現在	平成5年11月1日現在 に対する増減比(%)
総 数	106,497	159,828	216,399	278,892	292,791	298,646	295,751	293,800	-1.0
男	66,851	106,518	145,700	190,996	193,059	192,114	186,146	180,060	-3.3
女	39,646	53,310	70,699	87,896	99,732	106,532	110,605	113,740	2.8
タ イ	11,523	19,093	32,751	44,354	53,219	55,383	53,845	49,992	-7.2
男	4,082	8,767	13,780	20,022	24,463	25,624	24,759	22,611	-8.7
女	7,461	12,326	18,971	24,332	28,756	29,759	29,086	27,381	-5.9
韓 国	13,876	25,848	30,976	35,687	37,491	39,455	41,024	43,369	5.7
男	8,793	17,977	20,469	22,312	21,406	20,998	20,324	20,801	2.3
女	5,083	7,871	10,507	13,375	16,085	18,457	20,700	22,568	9.0
中 国	10,039	17,535	21,649	25,737	29,091	33,312	36,297	39,738	9.5
男	7,655	13,836	16,624	19,266	21,198	23,630	25,375	27,152	7.0
女	2,384	3,699	5,025	6,471	7,893	9,682	10,922	12,586	15.2
フィリピン	23,805	27,228	29,620	31,974	34,296	35,392	36,089	37,544	4.0
男	10,761	12,905	13,850	14,935	15,778	15,861	15,795	15,933	0.9
女	13,044	14,323	15,770	17,039	18,518	19,531	20,294	21,611	6.5
マレーシア	7,550	14,413	25,379	38,529	34,529	30,840	25,653	20,757	-13.0
男	5,023	10,099	18,466	27,832	24,150	21,250	17,222	20,151	-13.1
女	2,527	4,314	6,813	10,697	10,379	9,590	8,431	606	-12.3
イ ラ ン	748	10,915	21,719	40,001	32,994	28,437	23,867	20,313	-20.8
男	645	10,578	21,114	38,898	32,086	27,630	23,176	13,266	-23.0
女	119	337	605	1,103	908	807	691	7,047	-16.4
ペ ル ー	242	487	10,017	2,783	6,241	9,038	11,659	12,918	10.8
男	172	339	646	1,904	4,441	6,469	8,182	8,869	8.4
女	70	148	371	879	1,800	2,569	3,477	4,049	16.5
バングラデシュ	7,195	7,498	7,807	8,103	8,161	8,069	7,931	7,871	2.5
男	7,130	7,429	7,725	8,003	8,047	7,940	7,787	4,032	1.4
女	65	69	82	100	114	129	144	3,839	3.7
台 湾	4,775	5,241	5,897	6,729	7,283	7,457	7,677	7,565	-4.6
男	2,080	2,356	2,790	3,427	3,757	3,867	3,976	7,411	-4.8
女	2,695	2,885	3,107	3,302	3,526	3,590	3,701	154	6.9
パキスタン	7,989	7,864	7,923	8,001	8,056	7,733	7,414	6,921	-6.6
男	7,887	7,731	7,786	7,862	7,896	7,562	7,238	6,735	-6.9
女	122	133	137	139	180	171	176	186	5.7
ミャンマー	1,234	2,061	3,425	4,704	5,425	6,019	6,341	6,391	0.8
男	1,041	1,676	2,712	3,661	4,149	4,511	4,686	4,664	-0.5
女	193	385	713	1,043	1,276	1,508	1,655	1,727	4.4
そ の 他	17,505	21,645	28,236	32,290	36,005	37,511	38,954	40,421	3.8
男	11,622	14,825	19,738	22,874	25,688	26,772	27,626	28,435	2.9
女	5,883	6,820	8,498	9,416	10,317	10,739	11,328	11,986	5.8

(注) 本表の不法残留者の数は、外国人が提出する入国記録、出国記録を処理し、得た数である。入国および出国記録の突合処理が行われていないものがある等種々の誤差要因があるため、集計数は実際の不法残留者数を正確に表すものとは言い難いが、不法残留者の概数(推計値)を示すものである。

資料出所：法務省入国管理局調べ

(5) 将来的に外国人労働者受入れに伴う社会費用及び便益

外国人労働者受入れの社会的コスト問題に関して、専門的な検討を行うため、労働省職業安定局長の私的研究会として平成3年7月に設置された「外国人労働者が労働等に及ぼす影響等に関する研究会専門部会」の報告によると、将来において、外国人労働者50万人を受け入れる場合、受入れのあり方別にどのような社会的費用と便益が生じるかを試算したのが下表である。

試算結果によれば、総じて、出稼ぎ期においては社会的便益が社会的費用の4倍にのぼるもの、定住期には社会的費用が社会的便益を上回り、便益の2倍の規模の社会的費用がかかる。この構造は、統合期にさらに顕著で、社会的費用は、社会的便益の4.7倍にのぼっている。段階を推移するにしたがい両者の比率が逆転するのは、就業していない配偶者、子弟の扶養親族の増加に伴う所得税、住民税の税収の低下によって社会的便益が落ち込む一方、家族の同居によって住宅、民生費、特に統合期では子弟の教育費の発生により社会的費用が増大するからである。

(1) 社会的費用（年間）

（単位：億円）

	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
国 の 支 出	128	778	3,538
地 方 の 支 出	155	4,861	9,015
社 会 保 険 給 付	523	891	1,581
合 計	806	6,530	14,134

(2) 社会的便益（年間）

（単位：億円）

	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
国 の 税 収	1,811	931	775
地 方 の 税 収	0	383	282
社 会 保 険 料	1,455	1,802	1,932
合 計	3,266	3,116	2,989

<各段階の設定内容>

受入れ人口／世帯

第Ⅰ期 出稼ぎ期	<ul style="list-style-type: none"> ・単身、扶養家族は本国 ・日本での勤続年数は、1年（ローテーション） ・業種：製造業 ・職種：生産工程従事者 	50万人／50万世帯
第Ⅱ期 定住期	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦2人で在住（夫のみ就労） ・日本での勤続年数は、3～5年 ・業種：製造業 ・職種：生産工程従事者 	100万人／50万世帯
第Ⅲ期 統合期	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦+学齢期の子供2人（夫のみ就労） ・日本での勤続年数は、5～10年 ・業種：製造業 ・職種：生産工程従事者 	200万人／50万世帯

出典：労務行政研究所「外国人労働者受入れの現状と社会的費用」

(6) 懇談の概要

外国人労働問題についての意見交換の中でいろいろの指摘等があり、その主なものは以下のとおりである。

- ・外国人労働者を労働力としてだけとらえるのではなく、まず人間としてとらえることが大切である。
- ・日本の社会構造が劇的な変化をしない限り、外国人単純労働者の需要はなくならない。鎖国論か開国論かという問題ではなく、日本にとってどれだけの規模の外国人をどのような政策のもとに受け入れるかという問題である。今の日本は実態と政策が少し乖離し過ぎていて実効性を失っている。
- ・日本は、アメリカ、カナダ、オーストラリアのような移民国に学ぶのではなく、二国間協定とか難民受け入れなどを、同じ非移民国であるドイツに学ぶべきである。
- ・不法労働者も社会保険等でフォローしてくれるから、一定程度不法労働者という形で受け入れ続けましょうというのが一番まずい。これは差別意識を助長する。
- ・日本人は外国人になれておらず、共生への道は険しい。日本人は社会規範を変える力が非常に弱いので、当面は自治体がリードし、将来は、労働組合がもう少し社会的機能を果たせるようになり、さらに市民団体が共生の中心となるとよい。
- ・外国人労働者を雇う企業主の中には賃金さえ払えばいいというものが多い。企業主は雇い入れた外国人を日本で安定した生活できるよう指導する義務があると思う。
- ・地域に在住する外国人を地域で行う祭などに参加できるようにすると、地域住民と非常に仲良くなる訳ではないが、違和感はなくなる。
- ・在住外国人に関する統括的な対応をする「共生庁」ができればよい。
- ・市町村が独自の対応をしようとするとやはり費用がかかる。なかなか思い通りにはいかないことが多い。
- ・在住日系人の中には母国に日本の企業進出が増加すると考え、日本語の勉強やワープロ、パソコンの勉強をやるなど、帰国後の将来設計をはっきりと持っている者が多い。企業側はこのような実情を理解し、できるかぎり支援をすべきである。
- ・30万人という不法滞在者がいるが、国は不法滞在者を無くすため、事業所に不法滞在者を雇わないよう指導している。その結果、不法滞在者は失業し、生活ができなくなる。放っておくと犯罪に走る者も出る。こういうことを防ぐためには回りにいる人が大使館へ駆け込んででも帰国費用を確保する方法を考えてやる必要がある。
- ・日本では、アメリカやイタリアのように不法就労を合法就労に切り換えることはしないとしているが、不法就労という名の就労が定着している現実より合法就労に切り換えるほうがよいのではないか。

- ・1度オーバーステイすると二度と入国できないが、一定の期間において技能実習生制度で再入国できるようにすれば、不法就労者への説得力もあり、現状を改善できる。
- ・行政は、不法滞在者の多い国に出向いていって、日本の政策や雇用情勢を積極的にPRする必要がある。

5. 外国人住民との共生について

(1) 地域国際化協会における共生への取り組み

地域国際化協会は、地域レベルの国際化を推進する地域の中核的民間国際交流組織として自治省に認定されたもので、現在、56の協会が各地のニーズに対応した活動を行っている。今後、地域の国際化の中心的・指導的な役割が益々期待されている。以下、いくつかの活動状況について紹介してみる。

ア 外国語による生活ガイドブックの作成

多数の地域国際化協会において、独自の外国語における生活ガイドブックが作成されているが、地域の特性により作成言語が異なる。

外国語による生活ガイドブックの作成状況

地域国際化協会名 (英文名称)	外国语による 生活ガイドブック	地域国際化協会名 (英文名称)	外国语による 生活ガイドブック	地域国際化協会名 (英文名称)	外国语による 生活ガイドブック
朝青森県国際交流協会 Aomori Foundation for Advancing International Relations	英	静岡県国際交流協会 The Shizuoka Association for International Relations	英・中 ポルトガル	佐賀県国際交流協会 Saga Prefecture International Relations Association	英
岩手県国際交流協会 Iwate International Association	英・ドイツ フランス タガログ	愛知県国際交流協会 Aichi International Association	英・中 ポルトガル スペイン	長崎県国際交流協会 Nagasaki International Association	英
宮城県国際交流協会 Miyagi International Association	英・中・ハングル ポルトガル(短)	三重県国際交流財団 Mie International Exchange Foundation	中・スペイン	熊本国際交流活性化連絡協議会 The Kumamoto Council for the Promotion of International Exchange	英・中 ハングル
山形県国際交流協会 Association for International Relations in Yamagata	英・中・仏 スペイン ハングル	大阪府国際交流財団 Osaka Foundation of International Exchange	英	大分県国際交流センター Oita International Center	英
栃木県国際交流協会 Tochigi International Association	英・中 ポルトガル スペイン	兵庫県国際交流協会 Hyogo International Association	英・ポルトガル	宮崎県国際交流協会 Miyazaki International Foundation	英・中 ハングル
群馬県国際交流協会 Gunma International Association	英・スペイン ポルトガル タガログ・ペルシヤ	なら・シルクロード博記念国際交流財団 —Commemorating the Silk Road Exposition—	英	札幌国際プラザ Sapporo International Communication Plaza Foundation	英・中 ハングル
埼玉県国際交流協会 Saitama International Association	英	鳥取県国際交流財団 Tottori Prefectural International Exchange Foundation	英・ハングル ロシア	横浜市海外交流協会 Yokohama Association for International Communications and Exchanges	英・中
千葉県国際交流協会 Chiba Prefectural International Association	英・ポルトガル	島根県国際交流センター Shimane International Center	英・中	名古屋国際センター Nagoya International Center	英・中 ポルトガル スペイン
とやま国際センター The Toyama International Center Foundation	英	岡山県国際交流協会 Okayama Prefectural International Exchange Foundation	英	京都市国際交流協会 Kyoto City International Foundation	英・中 ハングル
石川県国際交流協会 Ishikawa Foundation for International Exchange	ハングル・中 ポルトガル	山口県国際交流協会 Yamaguchi International Exchange Association	生活ガイドブック (医療編) 英・中・ハングル	大阪国際交流センター Osaka International House Foundation	英
福井県国際交流協会 Fukui International Association	英・中 ポルトガル	徳島県国際交流協会 Tokushima Prefecture International Exchange Association	英	神戸国際交流協会 Kobe International Association	英
山梨県国際交流協会 Yamanashi International Association	ポルトガル	香川県国際交流協会 Kagawa Prefectural International Exchange Association	英・ポルトガル スペイン	広島市国際交流協会 Hiroshima International Relations Organization	英・ポルトガル スペイン
長野県国際交流推進協会 Association of Nagano pref. for Promoting International Exchange	タイ・中 ハングル	愛媛県国際交流協会 Ehime Prefectural International Association	英	福岡国際交流協会 Fukuoka International Association	英
岐阜県国際交流センター Gifu International Center	ポルトガル	福岡県国際交流センター Fukuoka International Exchange Foundation	英・中 ハングル		

出典：地域国際化協会連絡協議会

「平成6年度地域国際化協会ダイレクトリー」

イ 国際理解講座の実施状況

国際化が急速に進み、世界中で起こっている諸問題は既に切り離して考えることは不可能となっている。それらの問題に対して、どの様に関与し、解決するかを十分に考えなければならない。各地域国際化協会では次のような講座を開講し、国際理解を深めるべく活動をすすめている。

国際理解事業

地域国際化協会名	事業名	内容
(助)青森県国際交流協会	オーストラリア講座	オーストラリアの文化、産業、観光についての講演
(助)岩手県国際交流協会	国際理解講座	コロンビア他3か国を予定（昨年例、韓国、ケニア、マレーシア及びペルー）
(助)宮城県国際交流協会	国際理解教育推進計画	児童、生徒を対象とし、国際理解教育の充実と裾野の拡大を目指すための講座及び国際理解教育担い手育成のためのセミナーを開催する。
(助)秋田県国際交流協会	国際理解講座開催事業	県民が広く参加できる国際理解講座を開催し、地域における国際交流を促進する。
(助)山形県国際交流協会	国際理解講座	県民の国際理解の向上に向け、タイムリーな問題の講座を開設する。
	国際交流シンポジウム	国際交流、経済交流の進め方に関する講演会
(助)福島県国際交流協会	国際理解講座	2地域において3回シリーズの地域間交流をテーマとした講座を開催する。
(助)茨城県国際交流協会	外国人による日本語スピーチコンテスト	在県外国人に意見発表の機会を提供し、県民との相互理解を促進する。
	国際理解海外研修「中学生世界体験ツアーア」	英語を学びたての中学生1年生を対象に、8/20～8/27の間オーストラリアとシンガポールを訪れ、青少年の国際感覚、国際認識を高める。
(助)栃木県国際交流協会	国際交流教養講座	国際交流の推進、県民の国際交流を図るために、国際的視野を持った著名人などを講師に招き、県民の国際交流に対する意識の高揚を図るため講演会等を実施する。
(助)埼玉県国際交流協会	国際理解講座	国際事情に詳しい講師を招いて、県民の国際意識の向上を図る。
	日本文化理解講座	県内に居住している外国人に日本の文化を理解してもらう。

地 域 国 際 化 协 会 名	事 業 名	内 容
助千葉県国際交流協会	日本文化講座、外国文化講座、日本語教授ボランティア養成講座	在住外国人、協会会員等を対象に各種講座を開催
助神奈川県国際交流協会	国際理解講座	国際問題、時事問題、地域の国際化に関する問題などを取り上げる連続講座
	わいわいトーキング “地球どんぶり”	NGOのスタッフ等をゲストに招き、参加者と共に語り合う学習会
	民際協力実践者セミナー	地域のNGO関係者、教員、社会教育関係者など、国際協力や開発教育の実践者を対象とし、活動実践のためのノウハウや情報の共有を目的とした連続セミナー
助新潟県国際交流協会	国際理解講座	県内6か所において、諸外国（その自然、歴史、文化、時事等）を知るために講座を開催する。
助とやま国際センター	国際理解セミナー「地球市民講座」	毎回講師を招き、開発途上国の現状について学び、参加者自身でできることを考えていく4回シリーズのセミナー
	留学体験セミナー「U.S.Aハイスクール in とやま」	高校生を対象に、アメリカ人講師によるアメリカのハイスクールの授業を体験する。
助石川県国際交流協会	各国文化紹介シリーズ	県内在住外国人を講師に自国の文化を自国の言葉で紹介してもらう。
	ヤングフォーラム	高校生を対象に国際交流、国際協力についての出前講座を行う。
助福井県国際交流協会	子どものための国際理解講座「地球っ子クラブ」	日本とのつながりや発展途上国の現状等について外国人ゲストとの交流や食べ物ゲームにより、世界の食糧の不均衡を知り、そして考えてもらうためのプログラム
助山梨県国際交流協会	日本文化体験	県内在住外国人に山梨の生活文化を紹介
	国際子ども教室	世界の子供達はそれぞれの国でどんな事を考えどんな生活を送っているかをテーマ
助岐阜県国際交流センター	国際交流サロン	市町村等との共催により、国内外の専門家を招き、国際、外交問題や異文化理解等の講演会を開催し、県民の国際理解の増進を図る。
	高校生のための国際理解セミナー	高校生の国際理解の増進を図り日本の果たすべき役割について考える機会を与える。

地域国際化協会名	事業名	内容
助) 静岡県国際交流協会	高校生国際教育セミナー	高校生 100人、外国人29名(13カ国) 参加 高校生に外国に関する理解を深めてもらうための合宿講座
	日中友好作文コンクール	日中青少年友好使節団派遣10周年記念 日中友好に関する作文のコンクール
助) 愛知県国際交流協会	国際理解講座	国際交流員による外国事情講座
助) 三重県国際交流財団	国際理解講座	県民の国際理解を深めるための講演会の開催
助) 滋賀県国際友好親善協会	国際理解講座の開催	地域の国際化に資するリーダーの育成を目的とし、文化、社会、環境等幅広い理解と認識を深めるための講座を開催する。年3回
助) 大阪府国際交流財団	国際情勢理解講座「新世界物語」	国際交流を支える民間活動家、国際交流に関心ある府民を対象に開催 (開催数) 10回(2シリーズ×5科目)
助) 兵庫県国際交流協会	ひょうご国際化セミナー	国際問題に関するトップレベルの講師を招き、講演、シンポジウムを行う。
	大学海上セミナー	県内4年制大学の学生が船で講義を受けながら、アジア、太平洋を訪れる。
助)なら・シルクロード博記念国際交流財団	「目からウロコ」シリーズセミナー	毎月第4土曜日に、奈良在住外国人をスピーカーに招いて、日ごろ気づかない身近にある多様な考え方について語りあう少人数の講座を開催
	「交流エクスプレス」	公民館や団体等が主催する講演会や講座の講師として、国際交流員及び国際交流コーディネーターを派遣する。
助)鳥取県国際交流財団	国際理解講座の開催	地域・草の根レベルで国際化を推進し、異なる国の人々、文化、社会に対する理解と認識を深めるため、有識者による講座や、参加者の意見交換会を、国際交流活動に携わる住民リーダーの参集を得て開催する。
助)島根県国際交流センター	国際交流サロン事業	県民が身近に外国人やその文化にふれることによって、国際理解を推進する。 毎月1回、県東部、西部の2ヵ所で実施
助)岡山県国際交流協会	地球市民講座	世界各国の暮らしや国際問題への理解を深める。
	国際交流員レポート	国際交流員から自国の最新の話題を聞き、ディスカッションする。

地域国際化協会名	事業名	内容
助)ひろしま国際センター	国際理解講座「ひろしまアジア塾」開催事業	アジアの国々の政治、文化、歴史等について、各界各層の講師の参画による定期的な講義、交流事業を行い、県民のアジア諸国への理解と友好交流の推進に役立てるとともに、アジアとの交流を推進するリーダー的人材の育成を図る。
助)山口県国際交流協会	外国文化講座「国際サロン」	国際交流員4名（中国、韓国、米国、独国）を講師に県民を対象とした異文化理解講座を開催
	ボランティア登録者講座	ホストファミリーと語学ボランティアに活動内容のレベルアップとともに、地域ボランティアの醸成を図るために一般県民を対象とした講座を開催
徳島県国際交流協会	国際理解講座	県内在住外国人を講師として、地方へ出向き、外国の文化、社会情勢について学びながら、同時に地域レベルの理解を深める。
助)香川県国際交流協会	国際理解講座 韓国シリーズ、中国シリーズ	韓国、中国の文化、風俗習慣、食物、歴史等について、ハングル、中国語会話をまじえながら学習する。
	ニューヨークタイムズを読む会、エコノミスト等を読む会	ニューヨークタイムズやエコノミスト等のコラムについて英語で討議
助)愛媛県国際交流センター	異文化相互理解体験事業	県民と在県外国人が相互に生活文化の紹介を行う講座を開催
	国際社会生活セミナー開催事業	県民と外国人の相互理解のための各種セミナー（母国紹介、生活適応、映画、帰国子女）
助)高知県国際交流協会	高知県在住外国人による日本語弁論大会	外国人に日本語で日本の文化や生活体験等の意見を発表してもらう。
	KIA英語合宿	英語能力の向上と国際感覚を身につける。 3泊4日の日程で、ネイティブ6人、日本人30人が英語だけの合宿を行う。
助)福岡県国際交流センター	国際化講座開催事業	県民の国際化に関する理解を深めるため、学識者による講演会を開催する。
	外国文化紹介事業	県民の異文化理解を図るために、国際交流基金との共催により海外の伝統文化紹介事業を行う。

地域国際化協会名	事業名	内容
助佐賀県国際交流協会	国際交流推進ミニフォーラム	草の根の国際交流を促進するため市町村と共に実施
	国際理解講師派遣事業	学校、公民館、老人クラブ、婦人会、子供クラブ、国際交流団体などが国際理解を深めるための講座を実施する場合、講師を派遣する。
助長崎県国際交流協会	トキメキ世界講座'94	毎月ひとつの国を対象に、その國の方や、その國に詳しい日本人を講師として、講話をを行う。
熊本国際交流活性化連絡協議会	国際交流担い手セミナー	会員団体が主体的に参加し、日頃の活動から得た経験や情報を踏まえ、講師等を交えた意見交換を行い、相互理解を深める。
助大分県国際交流センター	国際交流に関する懇談会	外務省より講師を迎える、日本外交、地域、民間団体における国際交流の課題と問題点について
助宮崎県国際交流協会	国際理解講座	青年海外協力隊OBを講師とし、希望する高校・大学生に対し、週1階講座を開設する。
助鹿児島県国際交流協会	国際おもしろゼミナール	諸外国の事情講演会
	CIRセミナー	国際交流員による海外事情セミナー
助沖縄県国際交流財団	国際理解講座	県民が広い視野に立って国際事情、国際問題について理解を深め、今後の国際化時代にどう対応していくかについて共に考えることを目的とする。
助札幌市国際プラザ	国際化推進セミナー	市民への情報提供と国際理解を深める目的で開催。今年度は昨年度に続き、「中東セミナー」を予定
助仙台国際交流協会	「国際理解講座・中近東編」	①7/23 総論編 ②7/30 イラン ③8/6 トルコ ④8/20 イラク ⑤9/3 エジプト
	「国際理解講演会」	講師 タレント イーデス・ハンソン
助千葉市国際交流協会	文化紹介講座	日本の伝統的な文化を学習する講座の開催
	日本語指導者養成講座	外国人に日本語を指導する指導者の発掘と養成
助横浜市海外交流協会	青少年国際理解事業	青少年国際交流セミナー開催、海外青少年受け入れ、青少年異文化理解講座

地域国際化協会名	事業名	内容
(財)川崎市国際交流協会	英語による国際理解講座	各国の歴史、文化、風土、生活習慣などについて英語で学び国際感覚を養う。
	地球市民講座	アジア諸国をはじめ、世界各国の暮らし、文化、歴史などについて理解を深め国際性豊かな人材を育成する。
(財)名古屋国際センター	アメリカ理解講座	アメリカ合衆国についての分野別テーマによる一連の講座(8回)
	アメリカ週間の開催	民間大使の母国(アメリカ合衆国)について、その文化、歴史、対日関係等を広く市民に紹介する。
(財)京都市国際交流協会	KYOTO ふれあい講座	日本文化についての体験講座「はじめてのお茶」「琴を弾いてみよう」「お煎茶に親しむ」「やさしい日本語」を開催。また従来の4講座に加えて本年度より「能に親しむ」を新たに開講
	ふれあい講座 「世界の国から」	アジアの国々や地域を身近に感じ理解を深めてもらおうと10月より毎月1回開催
(財)大阪国際交流センター	文化理解講座	各国・各民族の文化や生活について、その背景に至るまで掘り下げた内容の講座を開催し、それらへの理解を深め誤解による偏見の防止に努める。
(財)神戸市国際交流協会	異文化トーク、異文化ふれあいセミナー	在神外国人を囲み、お互いの文化、習慣等を語り合う。
	国際情勢講座	市民向けの時事的な国際情勢理解のための講座
(財)北九州国際交流協会	アメリカ高校1日留学	市民を対象にアメリカ人教師によるアメリカ式の授業を体験する。
	国際問題・国際交流セミナー	民間国際交流団体と国際協力に関心のある一般市民を対象とする市民レベルでの国際協力のあり方、国際交流についてのセミナー
(財)福岡国際交流協会	アジア学講座	アジア地域について6回のシリーズ講義を行い、市民に対して諸外国の異文化理解をより深める機会を提供する。
	こども国際教室	小学校高学年生を対象とした福岡在住外国人8ヶ国を講師とした国際理解教室。9回シリーズで国際理解への動機づけを図る。

出典：地域国際化協会連絡協議会
「平成6年 地域国際化協会ダイレクトリー」

ウ 日本語講座の実施状況

昨今の日本の経済情勢を反映し、日本語を学ぶ外国人が急激に増えている。ビジネスマン、留学生だけにとどまらず、多くの外国人が知識としてだけではなく日常生活に必要な日本語を学ぼうとしている。多様化する外国人の日本語学習において、各地域国際化協会は様々な講座を開講している。

日本語講座

地域国際化協会名	主たる対象者	講師
(財)青森県国際交流協会	県内在住外国人	日本語講師有資格者
(財)岩手県国際交流協会	県招聘の海外技術研修員のうち日本語学習を必要とする者	日本語講師有資格者
(財)宮城県国際交流協会	外国人留学生などの家族、海外からの帰国者	日本語講師有資格者 その他(420h以上教授経験者)
(財)宮城県国際交流協会	県内在住外国人	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)山形県国際交流協会	県内在住外国人	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)福島県国際交流協会	日本語を外国人に教えることに関心のある又は教えようと計画している者	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)茨城県国際交流協会	茨城県海外技術研修員	ボランティア
(財)栃木県国際交流協会	県内在住外国人(初級・中級)	日本語講師有資格者
(財)埼玉県国際交流協会	在県・来県外国人	ボランティア
(財)千葉県国際交流協会	在住外国人	ボランティア
(財)神奈川県国際交流協会	県内在住の外国籍県民	日本語講師有資格者
(財)新潟県国際交流協会	県海外技術研修員	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)とやま国際センター	日本語を母国語としない在住外国人	日本語講師有資格者
(財)福井県国際交流協会	県内在住外国人	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)山梨県国際交流協会	県内在住外国人	ボランティア
(財)岐阜県国際交流センター	県内在住外国人	日本語講師有資格者
(財)大阪府国際交流財団	海外技術研修員	日本語講師有資格者
(財)兵庫県国際交流協会	海外在住外国人、留学生、海外技術研修員、日本語教育ボランティア	当協会登録講師

地 域 国 際 化 协 会 名	主 た る 対 象 者	講 師
(財)鳥取県国際交流財団	県内在住外国人	ボランティア
(財)島根県国際交流センター	技術研修生、在住外国人	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)岡山県国際交流協会	県内在住外国人	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)ひろしま国際センター	在広外国人、留学生	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)山口県国際交流協会	山口県内に滞在する外国人	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)徳島県国際交流協会	県内在住外国人	日本語講師有資格者
(財)香川県国際交流協会	在県外国人	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)愛媛県国際交流協会	高校生以上の県内在住外国人	ボランティア
(財)高知県国際交流協会	県内在住外国人	日本語講師有資格者 2名
(財)佐賀県国際交流協会	県内在住外国人	経験者 2人
(財)長崎県国際交流協会	在長崎外国人	ボランティア
熊本国際交流活性化連絡協議会	日本語を母語としない者	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)大分国際交流センター	県内在住の外国人	日本語講師有資格者
(財)宮崎国際交流協会	受講者は、県内在住外国人で、他に日本語修得の機会のないもの	日本語講師有資格者
(財)鹿児島県国際交流協会	技術研修生、ALT、海外大学日本語学科生等	日本語講師有資格者
(財)札幌国際プラザ	在札外国人	ボランティア
(財)仙台国際交流協会	在仙外国人、32ヶ国 152名、(職種 主婦75名、語学教師33名 留学生14名 研究生13名)	ICASというボランティアグループに講師人選一任
(財)千葉市国際交流協会	初級者	日本語講師有資格者
(財)横浜市海外交流協会	日本語ボランティア教師	日本語講師有資格者、ボランティア大学教授
(財)川崎市国際交流協会	日本に来日したばかりで、日常生活における言葉の問題で困っている人達	ボランティア
(財)名古屋国際交流センター	日常生活をする上で不可欠な基礎会話の習得が急務の人。国籍は問わない。	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)京都国際交流協会	在住外国人	日本語講師有資格者、ボランティア
(財)大阪国際交流センター	在阪外国人および日本語を母語としない人	ボランティア

地域国際化協会名	主たる対象者	講師
助神戸市国際交流協会	在神外国人（留学生）	ボランティア ※マンツーマン方式のボランティア活動
助広島市国際交流協会	在住外国人	日本語講師有資格者
助北九州国際交流協会	在住外国人	ボランティア

出典：地域国際化協会連絡協議会
「平成6年 地域国際化協会ダイレクトリー」

エ 外国人居住者との交流事業の実施状況

各地域国際化協会では外国人の居住者の増加に伴い、地域住民との交流促進を図るため直接参加による、次のような事業を展開している。

外国人居住者と地域住民との交流事業

地 域 国 際 化 协 会 名	事 業 名	概 要
(財)青森県国際交流協会	チャレンジ／日本文化体験	県内在住外国人と県民が一緒になって日本文化を体験し、交流を促進する。
	青森県留学生交流ジャンボリー	留学生相互及び関係者との交流を通じ、日本と相互の理解を深める。
(財)岩手県国際交流協会	'94いわて国際交流フェスティバル	フェスティバルのプログラムの中で、外国人を交えたパーティを行う。
(財)宮城県国際交流協会	みやぎのふるさとふれあい事業	市町村の伝統文化行事、年中行事等に在県及び県外在住外国人を招待し、本県の伝統文化、生活文化を紹介するとともに、地域住民との交流を通じて地方の国際化を促進する。
(財)秋田県国際交流協会	賛助会員交流のタベ	海外技術研修員・県費留学生をはじめ外国人と賛助会員との交流パーティ
(財)山形県国際交流協会	国際交流のタベ	在住外国人と県民とがざっくばらんに幅広い交流を進める。
	山形文化ふれあい事業	山形を代表する伝統行事に、留学生等を招待する。
(財)福島県国際交流協会	伝統文化交流会	在県の外国人と県民が県内の伝統文化等を通じ交流を図る。
(財)茨城県国際交流協会	国際交流スキーツアー	県内の留学生等在県外国人50人と一般県民50人を公募し、12月末（2泊3日）、スキーツアーを実施し、スキーを通した交流を図る。
	いばらきウォッチング	県内留学生に本県の産業、文化、自然を紹介するとともに、文化交流ボランティア等との交流を図る。
(財)栃木県国際交流協会	とちぎインターナショナルフェスティバル	国際交流団体活動紹介、民謡舞踊、料理紹介等
(財)群馬県国際交流協会	地域住民と外国人との交流会	外国人日本語弁論大会出場者やその関係者、ボランティア、その他の参加者による交流会開催
(財)埼玉県国際交流協会	国際交流交歓会	国際理解のためのゲーム、クリスマスパーティ、料理交歓会ほか各種交歓会開催
(財)千葉県国際交流協会	千葉県民の日「国際交流ひろば」	在住外国人と県民による各国の歌、踊り、遊び等の紹介、交流会

地 域 国 際 化 协 会 名	事 業 名	概 要
(財)神奈川県国際交流協会	センター・デー	神奈川県国際研修センターを一般に公開し、研修員との交流の場を設ける
(財)新潟県国際交流協会	国際交流ビーチフェア	海岸清掃、交流パーティ、バンド演奏、リサイクルファッションショーを通じて在県外国人と県民との交流を図る。
(財)とやま国際センター	国際交流の集い	県内在住外国人と県民が、合掌造り事業で寝食をともにして交流し、共通するテーマについてディスカッションやキャンプファイヤーなどを行う。
	国際交流バス	県が実施している「県政バス教室」の中に国際交流コースを設け、在住外国人と県民がバスで県内施設などを見学する。
(財)石川県国際交流協会	地域交流会	花見、クリスマスパーティー、ボランティアとの交流、地域イベント（まつり等）への参加
	国際交流教室「フレッドシップスクール」	地域の小学校への外国人留学生や研修員を派遣し、児童との交流を図る。
(財)福井県国際交流協会	おしゃべりサロン（月1回）	毎回在県の外国人を招き、諸外国の生活・文化・教育・社会問題などの身近な話題をテーマに自由に意見を交換し相互理解を深めるとともに、交流のきっかけを提供する。
(財)山梨県国際交流協会	国際交流サロン	県民と外国人とが気軽に出会い交流出来るよう毎月土曜日開催
(財)長野県国際交流推進協会	留学生信州ふるさとフェスティバル	県内在住の外国人留学生に地域の伝統文化や歴史的建造物を紹介すると共に、地域住民との交流を通じて相互理解を深める。
(財)岐阜県国際交流センター	日本文化一日体験ツアー	県内在住外国人に日本の文化を体験していただくことにより日本をより理解してもらうための事業
	ぎふ国際ふれあい運動会	県内在住外国人と県民とがスポーツレクリエーションを共に楽しむことにより相互理解を深める。
(財)静岡県国際交流協会	国際交流クリスマスパーティー	外国人と日本人の交流クリスマスパーティー
	アジアンインターナショナル	アジアの国々の紹介と、アジアの人々と日本人の交流会
(財)愛知県国際交流協会	海のまち蒲郡のふれあいツアー	在住外国人（約50人）の参加を得て、日本文化理解講座とホームステイを行う。
	走る県政教室	在住外国人（約50人）の参加を得て、本地域の理解を深める日帰りツアーを行う。

地 域 国 際 化 协 会 名	事 業 名	内 容
助 三重県国際交流財団	三重のふるさと体験ツアーナー	外国人が地域の自然、文化、産業等を体験し、地元住民と交流
助滋賀県国際友好親善協会	国際交流ハイキング	在住外国人と日本人が自然に親しむためハイキングを行い、互いの理解を深める。
	ファミリー国際交流会	県内在住外国人と日本人が老若男女を問わず、だれでもが参加できる交流会およびバザーを開催する。
助大阪府国際交流財団	在日コリアン中学生と日本人中学生との親善サッカー大会	在阪のコリアン中学生と府下の日本人中学生のチームによる友好親善サッカー大会を開催し、少年が互いに理解し、尊重し共に生きる地域社会づくりを推進する。
助なら・シルクロード博記念国際交流財団	うちにも来てやノ体験ツアーナー	在日外国人を対象に、本県の地域文化と豊かな自然を体験し、ホームステイを通じ地域住民と交流する1泊2日又は2泊3日のツアーを市町村と協力して実施
助和歌山県国際交流協会	クリーンアップ和歌山	外国人の方と県民の方がともに清掃し、環境問題についての意識を高める。
助鳥取県国際交流財団	国際交流サロンの開催	県民と県内在住外国人が日本文化等の体験を通じて国際交流を図る。
	スピーチコンテストの開催	県内に在住している外国人の方々に、日常生活を通じて日頃考えていることを日本語により発表、提言して頂き、県民の在住外国人に対する理解と関心を高めるためのスピーチコンテストを開催する。
助島根県国際交流センター	I.I.広場 (International Interest Gathering)	在県外国人を囲んで国際的かつ身近な関心事を語る広場
助岡山県国際交流協会	国際交流キャンプ	共同生活や野外でのゲーム、日本文化の体験学習等を通じて交流を深める。
	スキー教室	ホームステイ・スキー教室
助ひろしま国際センター	H I C交流サロン	留学生及び在広外国人に対し、海外の新聞や雑誌を自由閲覧に供するとともに、ボランティア活動によって日本語をはじめ日本の文化などを紹介しながら交流を深めるための活動を促進する。
助山口県国際交流協会	地域文化紹介交流事業 (1泊2日バス旅行)	県内在住外国人に県内の自然、歴史、文化等を紹介するとともに県民との交流を図るバスツアーナーを行う。
	ミニ・ホームステイ&クルージング体験ツアーナー	ホームステイ及びクルージングを通して、生活、文化、習慣等の相違を認識し、相互理解を図る。

地 域 国 際 化 协 会 名	事 業 名	内 容
徳 島 県 国 際 交 流 協 会	日本文化研修	茶道、華道、書道等を通じた国際交流
(助)香川県国際交流協会	国際交流ウォークラン (「国際協力の日」記念行事)	日本人と外国人が1つのチームを組み、5キロのコースを歩き、途中で出題される問題に解答しながら交流を深める。
	かがわ体験バス	外国人と県民と一緒に、香川の四季折々の風物を体験するバスツアー
(助)愛媛県国際交流協会	国際交流啓発イベント事業	県民と外国人の交流促進と、当センターのPRを行うため、ボランティアの協力で、インターナショナルフェスティバルを開催
	国際交流サマーフェスタ開催事業	世界の音楽や芸能を通じた交流とともにフリーマーケットの開催
(助)高知県国際交流協会	国際ふれあい事業	地域住民との交流や文化、芸能の紹介を通じて地域の活性化の一助とする。
	おらんく国際交流広場	10月2日の国際交流フェアの一環として中央公園で交流広場を開催する。
(助)福岡県国際交流センター	生活オリエンテーション開催事業	本県に在住する外国人に対して、生活する上で必要な情報や提供や指導を行い、住みやすい国際都市づくりを目指して開催する。
(助)佐賀県国際交流協会	地域ふれあい事業	各地で行われているお祭り、地域イベント等へ県内在住外国人を参加させ、県民と外国人とのふれあい交流を行う。
(助)大分県国際交流センター	県内の在住外国人ふれあい研修の旅	県内在住外国人を対象に、学習・観光・交流を目的とし、大分の風土や産業、生活文化等への理解を促進
(助)宮崎県国際交流協会	国際交流サロン	月1回、県民と県内在住外国人が自由に歓談する場を提供する。
	日本文化ふれあい講座	在住外国人に日本の伝統文化・学習等を体験させる。
(助)鹿児島県国際交流協会	巡回国際交流プラザ	県内在住の外国人を地方に派遣し、ホームステイや地元青年との交流を通じた国際交流の進展を図る。
	CIRセミナー	中高生等を対象に国際交流プラザに勤務するCIRによるセミナーを開催する。
(助)沖縄県国際交流財団	国際交流フェスタ	県民と在住外国人との交流イベント。音楽祭、国際交流フォーラム、スポーツ交流会等
(助)札幌国際プラザ	交流促進プログラム	在札外国人や国際経験豊かな市民を囲んだ懇談会やセミナー等を開催

地域国際化協会名	事業名	内容
助仙台国際交流協会	「仙台国際センターまつり」	姉妹都市フェア、国際理解講演会、外国人弁論大会、外国人カラオケ大会およびボランティア6部会発表
助千葉市国際交流協会	国際交流フェスティバル	日本と外国の文化観賞と体験
	市民と外国人のスポーツ交流会	球技を通じての交流
助横浜市海外交流協会	在住外国人との交流事業	在住外国人市民と日本人市民との相互理解を深めるため交流会を定期的に開催。8月バーベキューパーティー、10月ハイキング、12月カラオケ大会、2月末定
	トークパーティ事業	在浜留学生と市民との交流を図る。両者で30~50名参加、毎月第3土曜日
助川崎市国際交流協会	スポーツ交流会	スポーツを通じて市民と外国人の交流を深め、国際友好親善を図るとともに地域の国際化推進を目指す。
	年末交流会	年末に市民と外国人が一堂に集い、交流を深めることを目的に、相互の出会いの場を提供する。
助名古屋国際センター	ジャパニーズク週間	在名・来名外国人を対象に日本の文化を紹介する。
	外国人芸術家展覧会	在名外国人の芸術作品の展覧会
助京都市国際交流協会	都ウォッチング	京都の伝統と現在を理解してもらうための体験講座
	ふれてみる日本の心	日本文化についての体験講座。毎週「はじめてのお茶」「琴を弾いてみよう」「お煎茶に親しむ」「やさしい日本語」の各講座を留学生をはじめとした在洛外国人を対象に開催
	世界のテーブル	市内の料理学校を会場として、各国の留学生を講師に、その国の代表的な料理を作る事を通して市民に外国の生活・習慣などを理解してもらい、試食交流会で参加者の親睦を深めてもらう。
助大阪国際交流センター	在阪外国人ふれあい事業	在阪外国人とその家族を対象に大阪施設紹介、日本文化理解セミナー、各国文化交流会等の実施
	いんた～ぴ～ぶる運動会	日本独自のスポーツである「運動会」を通して、関西在住の外国人市民の交流を図る。
助神戸国際交流協会	神戸国際友好フォーラム	市民、在神外国人、留学生を対象にディスカッション、ゲームを行い交流を図り、理解を深める。

地域国際化協会名	事業名	内容
(財)広島市国際交流協会	ペあせろべ (Peace love)	市民と在広外国人が集い、ステージ出演、ゲーム等を通じ、お互いのコミュニケーションを図る。
	アジア交流広場 ('94広島アジアウィークイ ベント)	アジア各国・地域の文化・風俗等を紹介する とともに、「食」や「遊び」を通じて、ア ジアに対する理解を深める。
(財)北九州国際交流協会	ホームビジット	協会登録のホストファミリーに、JICA 北九州国際センター研修員、留学生を受け入 れていただく日帰り家庭訪問、(約月1回の ペースで実施)
	クロスロードコミュニケーション	JICA九州国際センター研修員、留学生と 市民との交流パーティー(青年海外協力協会 北九州支部との共催)
(財)福岡国際交流協会	留学生施設見学会	留学生と住民に日常生活と関係の深い行政施 設等を見学する機会を設け、都市の地域環境 づくりについての理解を深める。
	外国人施設見学会	留学生を含む福岡在住外国人を対象として、 当協会語学ボランティアとの交流を図って いる。

出典：地域国際化協会連絡協議会

「平成6年地域国際化協会ダイレクトリー」

(2) 市町村における国際交流（化）協会設立状況

各都道府県においても、市町村（特別区を含む）レベルの国際交流（化）協会が隨時設立されている。

【集計表】

	市			町			村			特別区			計
	現行自治体数	設置協会数	内／財團法人										
北海道	32	9	1	156	20	5	24	5		212	34	1	16.0%
青森県	8	2		34	5	1	25	1		67	8	1	11.9%
岩手県	13	6	3	30	9		16	1		59	16	3	27.1%
宮城県	10	4	1	59	15		2	0		71	19	1	26.8%
秋田県	9	4		50	8		10	1		69	13	0	18.8%
山形県	13	5	1	27	3		4	0		44	8	1	18.2%
福島県	10	5	1	52	11		28	5		90	21	1	23.3%
茨城県	20	13		43	9		24	3		87	25	0	28.7%
栃木県	12	6		34	9		3	0		49	15	0	30.6%
群馬県	11	6		32	4	1	27	0		70	10	1	14.3%
埼玉県	42	19		39	4		11	0		92	23	0	25.0%
千葉県	30	16	3	45	4		5	1		80	21	3	26.3%
東京都	27	11		5	0		9	0		23	15	7	40.6%
神奈川県	19	12	3	17	4		1	0		37	16	3	43.2%
新潟県	20	6	1	56	0		36	0		112	6	1	5.4%
富山県	9	2		18	0		8	0		35	2	0	5.7%
石川県	8	4	1	27	4		6	1		41	9	1	22.0%
福井県	7	3		22	2		6	0		35	5	0	14.3%
山梨県	7	7		37	10		20	1		64	18	0	28.1%
長野県	17	9	1	36	6		67	4		120	19	1	15.8%
岐阜県	14	6	1	55	3		30	1		99	10	1	10.1%
愛知県	21	23	1	49	21		4	1		74	45	1	60.8%
三重県	30	18	5	48	5		10	0		88	23	5	26.1%
滋賀県	13	4	2	47	3		9	0		69	7	2	10.1%
京都府	11	6	1	42	13		1	0		50	20	2	40.0%
大阪府	33	31	7	32	3	1	1	0		44	9	2	20.5%
兵庫県	21	17	5	70	13		0	0		44	36	7	81.8%
奈良県	10	3		20	2		17	0		91	30	5	33.0%
和歌山县	7	1		36	0		7	0		47	5	0	10.6%
鳥取県	4	0		31	3	1	4	1		50	1	0	2.0%
島根県	8	4		42	14		9	1		39	4	1	10.3%
岡山県	10	2	1	56	3		12	0		59	19	0	32.3%
広島県	13	7	2	67	5		6	0		78	5	1	6.4%
山口県	14	1		37	1		5	0		86	12	2	14.0%
徳島県	4	2		38	10		8	0		56	2	0	3.6%
香川県	5	2	1	38	5	1	0	0		50	13	0	26.0%
愛媛県	12	2	1	44	1		14	0		43	7	2	16.3%
高知県	9	1		22	2		22	0		70	3	1	4.3%
福岡県	23	4	3	66	2	1	8	0		53	3	0	5.7%
佐賀県	7	2		38	0		4	0		97	6	4	6.2%
長崎県	8	7	2	70	1		1	0		49	2	0	4.1%
熊本県	11	1	1	63	0		20	0		79	8	2	10.1%
大分県	11	0		36	0		11	0		94	1	1	1.1%
宮崎県	9	0		28	3		7	0		58	5	0	0.0%
鹿児島県	14	2		73	2		9	0		44	5	0	11.4%
沖縄県	10	4		15	0		28	2	1	96	4	0	4.2%
合計	663	308	51	1,992	247	6	580	30	1	23	15	7	3,258
										600	65		18.4%

例)自治体国際化協会調べ(平成6年8月1日)

(3) 外国人相談にみる地域住民との共生について

地方自治体における、地域住民と外国人住民との共生について、外国人相談の側面からみると次の様な施策が展開されている。

ア 豊島区の外国人相談 5年間の記録

平成6年4月1日現在、豊島区は、総人口 253千人のうち外国人登録人口は15千人で、約6%を占め、そのうち、約90%がアジア系の人々である。

平成5年度、「外国人相談コーナー」を利用した外国人では、中国人が最も多く約40%（不明分42%は除く）を占め、年間延相談件数は 1,244件に及んでいる。

（表－1）

相談内容は多岐にわたるが、大部分は、生活に密着したものである。これらの内容を13項目に分け、（表－2）に分類すると、暮らし、家庭生活、教育・余暇、入国・在留に関する相談が多く、外国籍区民の在留が、短期滞在から定住化へと変化していることがうかがえる。

<表－1> 区民相談コーナーにおける外国人相談等受付状況（平成5年度）

区分		件 数	構成比 %
区民相談（一般・福祉・外国人）		9,084	100.0
再 掲	日本人からの外国人に関する相談	343	3.8
	外国人相談	1,244	13.7
外国人相談の国籍別内訳	1 中国（台湾）	494	39.7
	2 朝鮮・韓国	56	4.5
	3 フィリピン	45	3.6
	4 アメリカ	35	2.8
	5 マレーシア	25	2.0
	6 ブラジル	9	0.7
	7 コロンビア	8	0.7
	8 イギリス	6	0.5
	9 タイ	5	0.4
	10 ペルー	5	0.4
	11 その他（16カ国）	34	2.7
	12 不明	522	42.0

出典：平成5年度豊島区外国人相談参考資料

<表-2> 年度別・経済別・内容別相談件数

年度 経路 内 容	平成元年度					平成2年度					平成3年度				
	来 庁	電 話	文 書	総 数	構成比 %	来 庁	電 話	文 書	総 数	構成比 %	来 庁	電 話	文 書	総 数	構成比 %
1 行 政	105	49	2	156	16.3	68	58		126	11.9	72	59	1	132	9.9
2 く ら し	121	28		149	15.5	164	47	2	213	20.0	236	57		293	22.1
3 家庭生活	85	21	1	107	11.2	96	45	1	142	13.4	99	50	2	151	11.4
4 消 費	20	5		25	2.6	8	4		12	1.1	21	16		37	2.8
5 福 祉	90	18		108	11.3	88	19		107	10.1	117	30	2	149	11.2
6 健 康	28	9		37	3.9	18	11		29	2.7	20	14		34	2.6
7 仕 事	24	13		37	3.9	27	14		41	3.9	55	28	1	84	6.3
8 教育・余暇	76	48	3	127	13.2	90	44	5	139	13.1	126	68		194	14.6
9 生活環境	1	3		4	0.4	6	9		15	1.4	1	5		6	0.4
10 すまい	24	9		33	3.4	35	15		50	4.7	37	16		53	4.0
11 都市施設	13	2		15	1.6	19	2		21	2.0	13	4		17	1.3
12 入国・在留	121	33		154	16.1	99	58		157	14.8	93	72	1	166	12.5
13 そ の 他		2		6	0.6	4	6		10	0.9	4	8		12	0.9
総 数	12	240	6	958	100.0	722	332	8	1,062	100.0	894	427	7	1,328	100.0
構 成 比 %	74.3	25.1	0.6	100.0	/	68.0	31.3	0.7	100.0	/	67.3	32.2	0.5	100.0	/

年度 経路 内容	平成4年度					平成5年度					平成元年度～平成5年度				
	来庁	電話	文書	総数	構成比%	来庁	電話	文書	総数	構成比%	来庁	電話	文書	総数	構成比%
1 行政	62	44		106	8.5	63	30		93	7.5	370	240	3	613	10.5
2 くらし	238	41	1	280	22.5	190	39		229	18.4	949	212	3	1,164	19.9
3 家庭生活	100	29		129	10.4	135	49	2	186	14.9	515	194	6	715	12.3
4 消費	15	11		26	2.1	30	16		46	3.7	94	52		146	2.5
5 福祉	127	48		175	14.1	109	28		137	11.0	531	143	2	676	11.6
6 健康	28	11		39	3.1	23	22		45	3.6	117	67		184	3.1
7 仕事	57	22		79	6.4	60	28		88	7.1	223	105	1	329	5.6
8 教育・余暇	100	62	2	164	13.2	115	59		174	14.0	507	281	10	798	13.7
9 生活環境	6	6		12	1.0	9	4		13	1.0	23	27		50	0.9
10 すまい	33	9		42	3.4	38	15		53	4.3	167	64		231	4.0
11 都市施設	13	10		23	1.9	7	4		11	0.9	65	22		87	1.5
12 入国・在留	94	64		158	12.7	97	63		160	12.9	504	290	1	795	13.6
13 その他	5	4		9	0.7	6	3		9	0.7	23	23		46	0.8
総数	878	361	3	1,242	100.0	882	360	2	1,244	100.0	4,088	1,720	26	5,834	100.0
構成比%	70.7	29.1	0.2	100.0	/	70.9	28.9	0.2	100.0	/	70.1	29.5	0.4	100.0	/

注

1	行 政	外國語版生活情報誌・広報紙、税金、その他行政一般（区・都・国）等
2	く ら し	各種施設・窓口案内、自動車運転免許、交通事故、民事・刑事訴訟、人権等
3	家庭生活	出生、結婚、離婚、死亡、養子縁組、国籍、尋ね人等
4	消 費	リサイクル、公共料金、貸借金等
5	福 祉	保育所、入院助産、医療費困窮、年金、医療保険等
6	健 康	予防接種、健康診断、医療機関等
7	仕 事	就・退職、賃金不払い、労災、事業経営等
8	教育・余暇	小・中・高・大学、日本語・専門学校、趣味、スポーツ、国際交流等
9	生活環境	公害、ゴミ、ペット、近所迷惑等
10	す ま い	不動産売買、公営住宅、民間アパート賃貸借、家賃、敷金、立ち退き等
11	都市施設	電気、ガス、水道、電話、道路、交通機関、公園、自転車駐輪場等
12	入国・在留	パスポート、査証、在留資格、在留期間、外国人登録、身元保証人等
13	そ の 他	その 他

出典：東京都豊島区「外国人相談にみる豊島区の国際化
～外国人相談5年間の記録」

イ 神奈川県における外国人相談活動

神奈川県では、総人口 820万人に対して外国人県民は10万4千人で、約1.20%を占めている。近年、特徴的なこととしてニューカマーの方たちとインドシナ難民の方たちの定住がすすんでいる。外国人相談においても、相談者の多国籍化や相談内容の多様化がみられ、生活相談に対する問い合わせが多い。このような国際化の流れのなかでは、公的機関だけの対応では解決できない問題が増えている。そのため県は民間のNGOと連携し、直接的且つ効率的にそれぞれの問題に取り組んでいる。また、これらのNGOを支援・育成するため神奈川県国際交流協会に「かながわ民際協力基金」を設置している。

(4) 憇談の概要

外国人住民との共生についての意見交換の中でいろいろの指摘等があり、その主なものは以下のとおりである。

- ・外国人との共生社会を実現するためには、日本人と外国人がお互いに、相手の持っている文化・社会的背景・歴史的背景を理解し、ともに長所を学び合うということが大切なことである。また、地域住民と在住外国人との触れ合いが大変重要である。
- ・自治体が何かやろうとする場合、住民意識のところに人権意識というものが希薄なところがみうけられるが、この点の改善が望まれる。日本の歴史の中で、在日朝鮮・韓国人に対する差別の問題があり、ここでもう一度国際化というものを地域レベルで問い合わせていく良いチャンスである。
- ・国際化の現場は市町村であり、市町村と都道府県の職員がともに話し合い、研究し合うことが重要である。
- ・自治体でも国際交流協会（地域国際化協会等）でも、現状では、現場の深刻な問題に関しては非力であり通常のケアでは解決できない場合が多く、また、パンフレットでの説明だけでは救えない場合が多いので、カウンセリングとか現場で対応できケースワーカー的に問題を処理できるような相談員の制度ができればよい。
- ・行政が行う相談は、所管があるものについては所管で判断してもらうが、民事トラブルは、行政は民事不介入であり、無料の法律相談などを紹介することになるが、ボランティアの相談ではないので限界がある。
- ・相談窓口での正確な情報提供・説明は不可欠だが、外国人だからといって何でもそばについて全部やってあげるということは、その外国人にとってよいことではない。共生していくためには外国人自身の努力も非常に大切である。
- ・在住外国人も住民である。外国人に公営住宅を開放していない自治体は方針を改めてほしい。
- ・行政が外国人向けのパンフレット等を作る場合、英語が最も扱いやすいということで英語版が多いが、その地域で最も多い外国人の母語のものから整備すべきである。
- ・広報誌などにはもっと優しい言葉を使うべきで、ふりがなも付けると良い。
- ・公文書を翻訳する場合、英語はともかく、他の言語は正しく訳されているかどうか確認が難しいので、早く正確な翻訳ができる制度ができるとよい。
- ・外国人の多くは、保険の概念が日本人ほど強くない。最近、自動車事故に関する問題が多くなっており、任意保険加入の指導が必要である。
- ・行政に馴染まない支援は、ボランティア、周辺の住民の活躍が期待される。
- ・在住外国人は様々な経路で色々な情報を入手しており、インフォーマルな情報のなかには

誤った情報や古い情報もある。そこで、これらの情報を訂正やアップツーデートしていく必要がある。これをどのような方法で、だれが行っていくかが今後の課題である。

- 外国人が抱える問題は日本人の問題でもあることが多く、これは一般生活の問題であり、社会福祉の分野と重なる。このことから外国人向けの生活情報発信基地は社会福祉の行政機関・関係団体が担うべきである。

6. 共通的事項に関する懇談の概要

共通的事項についての指摘等のうち、主なものは以下のとおりである。

- 不法就労という表現はよく使われるが、必ずしも適切でない場合があるので、別の表現（例えば、超過就労という表現）を工夫する必要があるのではないか。
- 危機管理の分野でも施策の充実を図る必要がある。
- 国際結婚の増加やメンタルヘルスの面に焦点をあてた施策についても検討が必要である。
- 今後の施策の展開にあたっては、地域国際化協会の役割が重要である。

參 考 資 料



地域国際化懇話会講演抄録

演題 外国人子女教育の現状と課題

講師 中西 晃〔目白学園女子短期大学教授〕

日本語の習得について、外国人の子供たちにインタビューしてみると、次のようなことが言える。

まず、日本語の習得については、中国等の漢字圏からの子供は習得が容易であるが、歐米の子供は、一部を除いて学習が大変に困難である。小学校から在籍している者の方が中学校からの者より習得が容易に思われる。日本に永住目的で来ている者は学習の姿勢が良い。女の子の方が男の子に比べて比較的習得が早い。

次に、国籍・経済的要因等により、学習意欲に差が生じているように思われる。中学生の場合、好きな教科は数学・英語・美術・体育・音楽であり、嫌いな教科は社会・理科・国語をあげる者が多い。日本語ができないため「取り出し指導」を行うが、授業に遅れる懸念を指摘する声も多い。

3番目に、友達については、中学生の場合、日本語が通じないためということもあるが、同級生が塾に通ったり、部活のために交流ができず、日本人の友達は少ない。学校の中で「出稼ぎ」と言われてからかわれたり、ばかにされたりすることが比較的多い。日本の友達から自國のことを聞かれると大変うれしいが、日本人は自分たちの国、例えばブラジルに対し一種の偏見をもっている。

4番目に、家庭における使用言語についてだが、親同士、親子については母語で話す。兄弟姉妹の間では日本語を話す。片親が日本語を話せる場合は、母語と日本語のチャンポンとなる。母語を忘れることが心配されている。

5番目に、将来に関しては、大多数は日本の高等学校進学を希望している。母国と日本の橋渡しになりたいと考えるものが多い。以上、インタビューの結果を踏まえそれぞれの項目について分析してみた。さらに、ボランティアの人達から次のような意見が述べられている。

小さい子は、セミリンガル（母語も日本語も中途半端な子供）になる危険性があり、母語教育の必要がある。その国の言葉を話すカウンセラーを、学校ごとに設置してほしい。学校からの知らせはローマ字で書いた方がむしろわかりやすい。中学生にはいじめが多い。日本国内で海外の国々の紹介または文化について教育が偏っているのではないか。学校とボランティアの間に情報交換の場がなく、閉鎖的である。ベトナム難民の親は、学歴よりも労働の方を重視する傾向がある。親子のコミュニケーションで、抽象的な言葉について理解できなくなってしまう。

最後に、私自身が思う外国人子女教育の課題を挙げてみたい。

教育に対する理念の問題についていって、学校は自国民を育成することであり、元来教育はナショナリスティックなものである。たとえば、日本の子供がアメリカに行って現地校に入ると、アメリカ人になる教育を受ける。ただ、問題なのはアメリカとかドイツは自国に定住する要素が強いが、日本の場合は一時滞在の子供たちが多い。そこで、日本の国民になるという教育が強要できるのか。つまり同化させるのか、あるいは共生させるのかということになると、共生共存という方向に向かわざるを得ない。そうすると、学校の中で一体どういうポリシーを持って子供たちを教育したらよいかが大きな問題となる。

また、学校に入る前に日本語教育を徹底的にやる必要があるため、「Intensive Course」の設定が各自治体に求められており、指導者を養成したり、教材をつくりたりという作業が必要となる。

さらに、母語教育の導入として、文部省でも、現在、母語教育は放課後行ってもよいということまで進んできている。

カナダの言語学者ジム・カミンズが「Linguistic Interdependence Hypothesis」という2言語相互依存説という仮説を打ち出している。カミンズは、言葉は2種類あると。1つはB I C S (Basic Interpersonal Communicative Skills)、つまり人間と人間同士のコミュニケーションのための言葉。もう1つはC A L P (Cognitive Academic Language Proficiency)、つまり認知学習言語という2つの側面である。これはやさしい言葉で言えば、生活言語と学習言語と言える。生活言語(B I C S)は、どんな子供でも、3年もその国にいるならば話せるようになる。コミュニケーションができたから、彼らはもう日本語をマスターしたとか、英語をマスターじたと周辺は思うが、それは誤りである。もう1つC A L Pという抽象的な人間の認知的な言語がなかなか習得できないのである。このB I C SとC A L Pの両方は、2つの言葉の深層部分に共有部分がある。つまり1つのタンクである。あるタンクを膨らませてやると、第2言語をやったときに、その第2言語の習得が早い。とにかく膨らませる必要があり、それは母語でもよい。そういうことを考えると、例えばブラジルの4年生の子供に日本語を一生懸命教えるけれども、ブラジルにいる場合に入るはずの知識が完全にストップして遅れていってしまう。故に、母語による教育というのは必要不可欠であり、日本にも外国人向けの補習授業校が設置されるべきである。

また、スレッシュホールドの仮説(敷居説)では、ある一定の敷居までいかないと、幾ら言葉を教えても習得できない。第1言語でも第2言語でもある一定の敷居までその人の能力が達すれば、どんどん吸収し膨らんでいく。その敷居というのは、9歳から10歳である。

日本の子供に外国人の持っている文化、言葉に興味・関心を持たせるような教育が必要である。アメリカには、ツーウェイ・バイリンガル・エデュケーションというのがあり、同数の英語話者とその国の言葉を話す話者と一緒にし、そこで両方の言葉で教育をするというシステムである。日本でもこのようなシステムが必要な時期にさしかかっている。

演題 外国人子女教育への取り組み

講師 関谷 岩夫 [群馬県邑楽郡大泉町立南小学校校長]

大泉町は、昭和50年代までは韓国籍の児童・生徒が主であったが、60年代に入り、ベトナム難民の子女、中国帰国子女等アジア系児童・生徒の就学を見るようになってきた。63年以降、ブラジルの子供を中心に南米系児童、生徒の就学希望者が増加してきた。

外国籍児童の日本での就学については、義務制ではないが、大泉町の教育委員会としては、責任を持って教育に当たっていこうという姿勢で取り組んで来た。両親または本人が日本の学校に編入学を希望すれば、積極的に受け入れ、受け入れの条件としては、長期に滞在する者、大泉町に外国人登録をした者、小中学校の学齢期の年齢にある者、親・本人の就学に対する強い要望がある者、学校指定などがある。

昭和63年9月、私の学校に初めて2人の外国人が入って来た。各学校では教頭・教務主任なりが指導担当者として、取り出し的な方法で日本語学級を開設し、学習が進められた。平成2年に町の教育委員会は、外国人子女のいる学校に対して、町独自でポルトガル語を話せる日本語の指導助手というのを配置した。平成3年度から、南小学校、西小学校、西中学校では、指導助手が月曜日から土曜日まで毎日4時間、その他の学校については、週3日1日当たり3時間ということで勤務している。更に、南小学校と西小学校には、平成3年度から特別加配教員を配置した。昨年度から7校に1人ずつ全員配置をし、7つの学校に9人の私たちと全く同じ身分の教諭が配置されている。現在、大泉町に登録されている外国人の数は、18ヵ国で2,541名、その中で学校に通っている子供、学校で日本語の指導を受けている子供が161名、帰国子女が11名おり、国籍取得が13名、合わせて185名で、うち小学生が128名、中学生が57名、計185名である。この子供達が、日本語学級での学習を受けている。

私たちの学校では、「保護者との連携」という日本語とポルトガル語に訳した冊子をつくり、必要に応じて、子供たちには日本語のもの保護者へはポルトガル語のものを一緒に配布して、保護者への理解・連絡等を図るとともに、日本語と母国語学習の向上を目指している。

日本語教育で最も懸念されるのは、日本語での会話ができ、書くこともできるが、具体的にその中身をどこまで理解したかということである。

そこで大泉町では、平成元年に日本語教育指導資料作成の研究グループをつくった。このグループは、現在、町内日本語学級担当の先生9名、大学3名の先生、それと顧問である私と管内の教頭1人、それに指導助手で構成され活動している。月によっては4回、最低2回ということで、初步的な学習から始まり、表記法、教示法、異文化の問題等を教えてもらいながら学んできたが、日本語教育指導の手引書をつくろうということになった。文部省で出した日本語指導の資料の分析、実際に使っている教科書の文型等の分析、外国人として必要な語彙を選定、

現場の経験を付け加えるなどしながら手引書の作成に取り組んでおり、近く出版も計画している。さらに、今後、社会科、算数、理科の教科にも進めていこうとしている。

最後に、大泉町における日本語教育は、町並びに教育委員会が、外国人子女教育への理解・認識が高く、人間尊重の精神と人権を大切にした教育行成の推進を行っている。

学校現場においては、外国人子女の一人ひとりを大切にした日本語指導に取り組み、指導内容・指導方法・教材の開発に努めている。

演題 外国人子女教育

講師 澤西三貴子〔文部省教育助成局海外子女教育課 指導・帰国子女教育係長〕

従来の帰国子女教育はまず日本の教育に適応することが最優先されていたことがあったが、最近では、子供たちの外国での生活、学習体験で得た特性を伸長し、ずっと日本にいた子供たちの中にも反映させることによって、国際理解につながるような教育を行っていこうとする流れがある。

外国人子女教育は、帰国子女教育とは全く同一とは言えないが、これまで帰国子女教育で培ってきた日本語指導、適応指導などのノウハウを生かしつつ、平成4年度から本格的に施策を展開している。

外国人児童・生徒の動向は、平成2年度の出入国管理及び難民認定法の改正により、ブラジルなどの日系人を中心として就労目的の来日が急増し、同伴される子女の数も同様に増えている。現在、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の小中学校における在籍状況は、平成3年度で1,973校、総数5,463人である。また、日常生活で使用する言語は、ポルトガル語、中国語、スペイン語を初めとして全部で43言語にわたっている。

これを受け文部省では、日本語指導を中心とした外国人子女に対する指導の充実を目指し様々な施策を展開している。基本的には、外国人子女の保護者に就学義務は課せられていないが、外国人子女が入学希望すればわが国の学校では受け入れ、受け入れた後は原則として日本の子供たちと同じように扱っている。それ以外に特別な配慮として次のようなを行っている。

まず第1に、外国人子女の多い学校のなかから外国人子女教育研究協力校を指定し、教育計画、指導体制、指導方法等を調査研究してもらっている。

次に、全国的にスタンダードなものとなる日本語指導教材「日本語を学ぼう」を作成し、都道府県の教育委員会に無料配布して、生活に必要な日本語指導をしてもらっている。また、学習言語の指導の必要性から、理科、算数などの教科学習に必要な日本語を盛り込んだ「日本語を学ぼうⅡ」も作成した。いずれも、現場の要望に応えて指導書を付けて発行しており大変好評を得ている。今後は、テープ教材やビデオ教材の開発も考えていきたい。

3番目に、外国人子女教育の手引きの作成・配布を計画している。今後も、現場の先生方の協力を得ながら、作成を進めていきたい。

4番目に、教育現場では先生方が大変苦労していることにかんがみ、外国人子女の多いところについては、教員を加配している。平成12年度までに778人を全国で加算加配する予定である。

5番目に、外国人子女教育担当教員の研修を行って、地域における日本語リーダーの育成に力を入れている。今後も、現場の先生方の協力を得ながら、日本語指導を進めていきたい。

6番目に、入学してきたばかりの外国人の子女の生活指導、相談を行うため「外国人子女等指

導協力派遣事業」として、13府・県で計16地域において、母語を習得している都道府県に委嘱し地域の学校で外国人子女を指導している。

その他にも、親子のための地域日本語適応促進事業などの施策を実施している。

平成4年度には施策の現状を把握するため、懇談会を実施した。現在各地域では、交流会の開催、保護者のための日本語教室の開催、高等学校入学・編入学特別選抜の実施、外国人児童生徒に対する教育相談の窓口の設置等、地域の状況に即したきめ細かい施策を展開しているが、こうした現状を踏まえながら、国として必要な施策を進めていく方針である。

最後に、外国人子女に対する教育が実りあるものとなるには、まず、雇用や医療とか保護者の生活の基盤が安定し子供が安心して勉強に打ち込める環境づくりがまず必要ではないか。そこで、各地域においては外国人の生活全般をフォローする仕組みを考えいただき、その充実に取り組んでほしい。

演題 在住外国人に対する医療と保険・保健サービス

講師 勅使河原 司郎 [群馬県国際交流協会常務理事兼事務局長]

群馬県は首都圏の一角にあって人口も産業活動も成長期にある県ですが、それでも平成元年に34,000人であった中学の卒業生が18年後に19,500人に減ると予測しています。少子化の影響ですが、これに反比例するように高学歴化が進んでおりますので、いわゆる3Kとか6Kと言われる仕事につく人は、これからも経済情勢によって多少の変動はあっても決定的に不足する状況です。

その一つの現れと思っていますが、5年前に5,000人に過ぎなかった県内在住の外国人が現在では75か国、22,900人（平成5年12月現在）になり、今なお増加をつづけています。これほどの短期間に、受け入れの態勢も、心構えもできていない所へ、これだけの多くの外国人が来て生活をするのですから混乱も問題も起こります。それを防ぐためと、長い目では外国人との共生共存に資するために、日々外国人からの相談や指導を行っております、しばしば、これまで予想しなかったような制度上の問題や矛盾に行き当たります。ここで話題にしている外国人にかかる医療とか保険・保健サービスの問題についても同じことです。

たとえば一般の企業等の従業員は家族を含めて、勤務をしたその日から『健康保険（健康保険法）』と『厚生年金（厚生年金法）』の二つに同時に加入するので、病気や怪我をしても保険がないで困ったなどと言うことは起きない仕組みになっています。

この二つの法律とも、日本人と外国人とを区別していないので、法律的には外国人も日本人と同じように、この二つの保険に同時に加入すれば問題はないのであるが、実際には外国人の多くが、病気や怪我をしたときに役に立つ健康保険には加入したいが、一緒に加入することが義務づけられている厚生年金保険にはメリットがないので入りたくないと言います。

というのは、現在、入管法に基づいて国が外国人に認める在留期間（延長や更新はあり）は、特別な人を除いて最長でも3年です。国が最長でも3年しか在留を認めないと外国人に、25年掛け金をかければ65才から年金を支給するという厚生年金保険に加入しろというのはどう話しても説得力がないからです。

ところが、こうして厚生年金保険に加入しないと、厚生年金保険と健康保険の二つはセットで加入することになっているので、結果として健康保険にも加入できないと言うことになります。それでは病気や怪我をしたときに困るので、多くの外国人が居住している市町村の国民健康保険への加入を希望するのですが、ここでも、国が、国民健康保険に加入を希望する外国人は外国人登録をしていることに加えて、在留期間が1年以上の者か、市町村長が1年以上在留すると認めた者という条件を付けているので、適法に在住している外国人でも、この在留期間の制限が足かせになって、結果とし国民健康保険にも加入できないという例がしばしば起きています。

国民健康保険法の第5条では、当該市町村に住所を有した日から被保険者になると規定されて

いるので、日本人の場合は転入の手続きを済ませたその日から加入が認められるのですが、外国人にだけは、どうしてこういう不利な条件をつけるのか理由が解らないのです。

こうして制度的と言うか、組織的に生み出される無保険者でも、当然、病気も怪我もします。医師に診てもらわなければならないこともあります、その時、保険も金のないという事態が起ります。現実に起きています。

こうした状況がある一方で、医師法の19条では、診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、『正当な理由』がなければ、これを拒んではならないと規定しているのですから、現場の医師はたまりませんが、現場の医師は、こうした人達でも当然、診療も治療もしますので、結果として、こうした外国人の診療や治療をすればするほど、そのために要した負担がそのまま医師またはその医療機関に降りかかってくるという、誠に可笑しな仕組みになっているのです。

机上の話ではなく、こうしたことが現実に起きているのです。組織的に生みだした無保険者のしわ寄せを法律で医師に押しつけているように思われてならないのです。なお、医師法19条で規定する『正当な理由』には『医療報酬が払えない』と言うことだけでは理由にならないと医務局長通達が出されています。

そこで群馬県では、昨年から、外国人が病気や怪我をして医師の診察、治療を受けたがそれに要した医療費を払えないでいる事例について、医療機関の負担の軽減と社会の安定に資するという目的で、私ども群馬県国際交流協会が事業主体になって『外国人未払医療費』の補填事業を全国的に先駆けて行っています。

具体的には、県内の医療機関が外国人を診察したが、受け取るべき医療費を、回収の努力をしたが1年以上回収できないでいる医療機関に対し、その70%を限度に、県、市町村、民間団体、企業等が拠出した資金によって補填するというのですが、外国人との共生共存に向けての前進であると認識しているし、社会的にも大きな評価をいただいている。

以上、本日の主題である在住外国人の医療にかかる問題を、^在国から一日も早い総合的な施策をお示し頂きたいとの願いを込めて、主に法制度の面で感じていることを不遜を顧みず申上げました。

(注) 本稿の中でお話し申し上げた在住外国人の厚生年金保険については、その後（昨年11月）、国会において厚生年金法が改正され、本年4月1日から『日本で厚生年金に加入していた人は、出国後、請求手続きをすれば、脱退一時金が、被保険者期間と報酬月額に応じて、支給される』ように変わりました。

演題 外国籍の母親に対する母子保健サービス

講師 吉井徳子〔神奈川県川崎市田島保健所主査〕

川崎市に居住する外国人は、昭和60年度が10,841人であったものが、平成5年3月末には19,720人1.66%と1.8倍に増えている。当市は在日韓国、朝鮮の方が9,464人で最も多く居住しておりその増加率は1.07倍であるが、一方、人数の多い順に、中国が3,306人で5倍、ブラジルが82倍、ペルーが20倍、フィリピンが5倍、タイが7倍と増加が著しい。

私が保健婦として母子衛生を担当していた平成元年に、乳幼児の管理表から昭和60年から平成元年までの子供の保健サービスの利用状況を調べた結果、新生児訪問は全体の実施率が80%なのに在住外国人は43%、3か月検診の受診率は95%ぐらいのところが70%台、1歳半の利用率は20%、育児相談とか歯科相談などはほとんど利用していない状況であった。このため、孤立している外国人の母親がいるのではないかということになり、元年7月に、看護職の業務検討会で問題提起をし、話合った。この結果、1つとしてお母さんたちの実態調査をやってみて状況を把握しようではないか、それから資料の翻訳などをやって私たちとお母さんの距離を縮めようではないか、3つ目はお母さんへの対応の仕方を取り決めて体制づくりに取り組もう、ということになった。これが外国籍の母親に対する母子保健サービスの本格的取組の始まりである。

元年12月にはフィリピンの母子22組の実態調査を行った。この結果、夫婦間の年齢格差が大きく夫の年齢が高い、近所に夫婦の親族が全くないものが半数で日本人の友人などの相談者が少ない、妻に日本語能力がないのに日本語を主とした生活をしている、夫婦間のコミュニケーションが十分とれていない、などのことが分かった。この結果を踏まえて母子保健サービスの体制を考えていった。

現在の母子保健サービスは母子健康手帳を発行するときに始まる。保健婦、助産婦が外国籍のお母さんに面接し、保健所の業務、保健婦のPR、保健サービスの説明を行うとともに、「おたずねアンケート」を実施し、状態、相談したいこと、日本にどの程度住んでいるか、日本語はどのくらい理解できるかを把握している。このアンケートは最初は英語だけであったが、国際交流協会設立後は協力を得て、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語も作成している。母子手帳については、5年7月からは英語、中国語、ハングル語のものを配布している。

各種健診、新生児訪問等の保健サービスを行う中で、問題のあるケースとか孤立し生活する母親の受けとめ場所として、2年度に母子コーナーを設定した。月1回は外国人のための育児相談という形で場を設けた。参加者が増える中で、母親同士の交流を積極的に深めようと、栄養士による栄養教室での日本型食事の学習や心理相談員による助言をしてもらうようになった。

3年度からはこれを「ラビットクラブ」と名づけ、育児教室として形を整えてスタートした。この「ラビットクラブ」は、外国のお母さんが安心して育児していくける環境づくり、自分の国の

言葉で話し互いの文化を認めることができ育児の幅を広げる場になるということ、また、外国人同士が精神的にも支え合い助け合う、そういう仲間づくりができたらということで、5つの柱を立てて計画した。第1は料理教室で、日本型食生活を通して日本の生活習慣、栄養、健康を考えること。第2は日本人母子との交流で、日本の母子グループと一緒に体育指導員が入り親子体操などを通して交流を図ること。第3は季節の行事で、雛祭、正月、七夕等日本の習慣を通して子育ての習慣を一緒に学んだり外国の生活習慣や祭りなどを互いに知り合うこと。第4は子育てについての話し合いで、心理職を中心になり母親に接する中で感じたことをワンポイントで話し、その後座談会などを持つこと。第5は親子遊びで、母子関係強化の意味もあり保母に入ってもらい楽しい場を作ることである。

当初はフィリピン、韓国、中国を予想してスタートさせたが、ブラジル、ペルー、インド、カナダと徐々に参加者と参加国が増えている。同クラブは月1回だがこの場で友達ができ、生活中でおきた悩みをすぐ電話で相談できる。古くからいて日本語ができる人が新しい人を助け通訳をする。通訳ボランティアも増え、そういう協力関係がこの場ででき、さらに日常生活でもそんな関係が続くようになった。子供のない人との交流も含め、人と人を繋ぐ場となっている。同クラブは、心理職、保母、栄養士、体育指導員等いろいろな人によってトータルで外国の母親と接点を持つことに成功した。

3年度の母子保健サービスの利用状況は、ほぼ全体の利用率と同じレベルになっており、「ラビットクラブ」の参加率も70から80%に達する。

県衛生部でも10ヵ国語の予防接種のパンフレットを作るなど保健行政への理解を進める対応を図っており、何よりも母親がよく理解できるようになったことは喜ばしい。また、我々もいろいろな面で仕事がわかりやすくなってきた。

演題 共生社会への道

講師 野川 忍〔東京学芸大学助教授〕

現在、世界的に人の流れが大きなうねりとなって進んでいる。難民だけでも90年に1,500万人が93年の時点で2,000万人、わずか3年間で500万人の新たな難民が流れ出るという状況であり、移民や短期的交流という形でも進んでいる。

この人の流れは、決して特殊なことではなく、地球各地域に安定と不安定、平和と戦争、経済的な豊かさと貧しさといった格差があり、こうした事態が情報網を通じて隅々まで知れ渡り、かつ交通手段が近代化されていることと相俟って、激化している。

こうした人の流れも、その形態でみると、移民国への流れと非移民国への流れとではおのずから違っており、アメリカやカナダ、オーストラリアといったもともと移民でできている国では、移民してそこで永住し、あるいは職を得て定住をするという形は昔から今に至るまでオープンでリベラルなものであった。

それに対して、ドイツや日本という国では、移民がその国を成り立たせているという状況が歴史的ではなく、あくまでも外国人としてやって来ているのであって、イギリスやフランスのように早くから多くの植民地を持ち外国人が移民としてやって来るという可能性も余りなかった。したがって、ドイツや日本のような国に外国人が来るという場合には、どうしてもその対応は制約的なものにならざるを得ない。

また、難民の流れの形態も、貧しい国から豊かな国へという流れではなく、現在、難民が最も多くいる国はイランであり、エチオピアであり、アフガニスタンである。要するに、難民は必ずしも豊かな国に行くわけではなく、というよりは、豊かな国には行けないのである。

また、最近になって一つの人の流れを特徴づけるものとして注目されるのが、民族問題である。この民族問題も、実は対立が先鋭化する場合と、共存の方向に向けて一歩を踏み出す場合とあるわけで、前者で心配されるのが旧ソ連、イスラム急進主義をとる国々であり、後者が南アフリカやパレスチナ等のような国々に当たる。

まずこのように、人の流れはモザイク的な状況の中にある、一括の問題としてとらえ、それに特効薬のように効くという政策はあり得ないということをよく認識していただきたい。

そういった前提から導き出されるこれからの日本の「国際人流」の特徴は、戦前のお雇い外国人に見られるお客様としての欧米外国人と強制労働力として韓国や中国・台湾から連行された人々といふこれまでの二極化の構造から、今度は自分たちと同じ目の高さに立って、お隣さんとして付きあっていく共生の対象として見ざるを得ないというまさに構造的な変貌だといえる。

こうした全体的な状況の中で、平成2年に改正された新入管法において今後の日本の外国人労働者政策について、「日本は単純労働者は入れない。」、「単純でない専門性のある高度な技術

を持った外国人はこれまでよりも間口を広げる。」、「不法就労者はこれまで以上に厳格に対応する。」という基本線が示された。しかし、91年から始まった不況の中でも不法残留者は必ずしも減少しておらず、せいぜい増加に歯どめがかかった程度であり、新入管法が必ずしも機能していないことを物語っている。

日本で必要なのは高度な技術や専門性を持った外国人労働者ではなく、実際にのどから手が出るほど外国人を欲しがっているのは、いわゆる 3K 労働に手不足を感じている中小企業である。

日本の中にこれだけ大きな外国人の単純作業に対する需要があり、膨大な人口を抱える中国、東南アジアの供給圧力が非常に大きい。さらに、現地と日本をつなぐ需給の太いパイプがすでにでき上がっている。このような、需要と供給及びそれをつなぐパイプの存在という一番ベーシックな経済原則に従った流れを政策の力で逆転させようとすれば、よほどラジカルな対応が必要である。

いわゆる不法就労者が増え続けるといった状況の中で、日本政府の現状の黙認から政策として追認へという方向が、技能実習制度の設立と行政の実態的な対応の 2 つの観点からみることができる。

技能実習制度というのは、研修を修了し、試験に合格した外国人には 2 年間、単純作業も含め雇用契約を結んで日本で働くことができるというものである。これは技能実習という形で単純作業労働者の受け入れの方向へなし崩し的に道を開くという危惧がいろいろな方面から出されている。

また、行政においては、不法就労者に対してどれだけ毅然とした態度をとっているかが問題となるが、本来は日本で働いてはいけない存在してはいけない者でも労災保険金給付を得ることができ、裁判所もいわゆる「労災民訴」の事案については、不法就労者が日本で不法就労のままでもある程度長く働くということを暗黙のうちに認め、まして数年間日本で働くとしての「逸失利益」を認めるような判決さえも出している。さらに、公務員には不法残留者を見つけたら通告する義務があるが、実際には通達で不法就労者が労災保険金を受けに来て、それが不法就労者だとわかったとしても通告しなくてもよいということになっている。このように、行政も徐々に建前の政策と実態との乖離をうまく調整するという方向に現実の措置を動かしている。

こういった形で、なし崩し的に不法就労という烙印を押されたまま日本で働く外国人が増えて行く中での日本人の対応について問題がある。それは、日本は白人にとって一番住みやすい国であるということである。相手が白人であるというだけで、日本人の中に卑屈な態度を示す者が多い。白人に対し卑屈に自分を卑下するような態度と、一方で在日の韓国・朝鮮人や中国、東南アジアから来ている方々に対する尊大な態度というのが表裏一体になってしまっている。常にどのような外国人であれ、自分と同じ目の高さに立たないといけない時代に入ってきたいる。

日本は確かに島国であるが、本当に对外交流の経験を持たない島国かというとそうではない。

歴史をみれば、渡来人や空海・最澄らの留学生によってもたらされた文化が花開き、南蛮との交易や文明開花により日本人も海外と往来をさかんに行ってきた。確かに日本は、現在、表面的なところ、外国人との等身大のつき合いに慣れていない。慣れていない今まで、なし崩し的に特にアジア系の外国人が増えることは差別意識を助長する恐れがある。しかし一方で、日本人としてきちんと共生しようということをコンセンサスとして持つならば、全く未経験のことをやるのでないから、危惧するよりはずっとスムーズにいく可能性が強いのではないかということが言える。

ドイツは、確かに日本にとって参考になる国であり、移民国ではないという部分では非常に似ている。外国人は、あくまでも外国人として扱い帰化をさせないできた。戦後、高度成長期に労働力が足りなくなり、トルコ人をはじめ、「ガストアルバイター」という形で2国間協定を結んで多くの外国人労働者を大量に入れたが、2度の石油ショックで、人手不足から一転して人余りの状況になり、外国人労働者を帰そうとしたが、もう既に定着してしまい帰らなかった。そういう文化の違う人たちを抱え込んで大変難儀している。

しかし、ドイツはもともと外国人労働者なしでやってはいけない国である。政治的混乱により19世紀の100年間に、ドイツを後にしたドイツ人の数は600万人と言われている。それぐらい多くの国民が外に出てしまうと、急速に発展する産業を支えていく労働力の供給は、当然周りの外国だということにならざるを得ない。まさに、ドイツの外国人受け入れは、ドイツ帝国成立以来、開放と制約を繰り返してきた歴史、試行錯誤の歴史なのである。92年1年間に新規にドイツの労働市場に参入した外国人労働者（EC以外）は60万人である。ドイツの労働市場は日本のちょうど半分で、日本でいえば1年間に120万人の外国人が新たに働き始めたという状態である。一方で元ドイツ領に住む1,000万人とも2,000万人とも言われるドイツ人が東欧の共産主義国家がどんどん崩壊して自由化され、毎年、年間40万人ぐらいの割合でドイツに帰還している。東ドイツを引き取ったこともあり今ドイツ経済はどん底にある。

そういう中で難民受け入れ政策が転換されて、去年の5月、憲法改正が行われ、これまでの無制限な難民受け入れを改め、本当に難民らしい難民を受け入れる方針に変わったが、日本に比べれば、これでも難民の受け入れ政策はまだまだオープンである。

多文化社会を支える問題は、どうやって外国人労働者を具体的な現場において取り扱っていくのか、どういう制度的な対応が適切なのかといった問題なのであるが、ドイツにおけるその根底にある理念は、「Sozial」（ゾチアール）という概念なのである。これは、英語の「Social」（ソーシャル）、フランス語の「Social」（ソシアル）、どれも同じであるが、ギリシャ語の「交際する」という意味から派生しているわけで、要するに「共生」ということである。つまり、強いものや持てるものの自由が多少削減されても、弱いものがつぶされていくような事態を避けようというのが「Sozial」という概念である。たとえば、市場経済の原則は守るけれども、市場

経済を運営していく中で落ちこぼれていく経済的な弱者は、政府が必ずしっかりと支えるという意味である。弱い立場にある人を助けることをまず優先しようという概念が市民の間にかなり広まっている。しかし、それを個人個人が実戦しようとしてもむずかしく、実際にドイツでは、「教会」と「労働組合」とがその役割の多くを担っている。

ドイツの労働組合は、10年ぐらい前になってようやく外国人労働者と連帯しよう、外国人労働者を平等の自分たちの仲間として認めようということになったが、一度そうなるとドイツ人は律儀だから一生懸命やる。

さらに、キリスト教会の役割は、福祉団体として非常に強いものがあり、たとえばカトリック教会には全部で896の福祉団体があり、そこに各地区の司教さんが会長になって、潤沢な資金を使い、外国人あるいは難民の援助に非常に力を費やしている。ドイツは教会税という税金を徴収しており、この教会税からの教会の収入は年間約1兆円、そのうち、教会の維持費に7,500億円使われ、あの2,500億円が社会活動、そのうち500億円が外国人援助にあてられている。もし日本で年間500億円を使って外国人援助ができる組織があったら、ずいぶん社会的コストは吸収されるだろう。

日本において、ドイツの労働組合や教会に当たるような中間団体をどこが担うか。つまり国家と国民との間に立って、国民の要望を吸い上げて国家にこれを伝え、国家の政策をワンクッション置いて国民に浸透させるという意味で、これを担うのは、日本ではやはり「自治体」であると考える。一番小さな自治体に、なるべく多くの外国人政策の権限を下ろし、各自治体が工夫を凝らし競争しながら外国人との共生を図る。日本人は現実主義者であり、必ずしもたくさんの外国人と一緒に暮らした経験はないが、外国人との共生が一つの事実だと認識したときに、その目の前の現実と折り合いをつけてやっていく能力は、イデオロギーに支配されている国の国民等よりもずっと長けている。そういうことを後押しするのは、やはり自治体ではないか。もっと言えば、私は町内会とか団地の自治会というところまで下ろし、一番身近な、手をつなぎ合うような団体が、外国人とどうやって仲よくやっていくかを考えることが、今後にとって最も生産的な方向ではないかと思う。

そういう意味での共生社会ができていく上で大事なことは、相手の何を尊重し、何をこちらに合わせてもらうかという基準である。つまり「人権」ということになる。しかしながら、人権を尊重しても軋轢は生ずる。そういう場合は、日本の常識に合わせてくださいという基準を立てるべきだと思う。

最後に、私は学生によく言うが、逆に日本からもっと移民してもいいのではないかと。19歳、20歳の学生がカナダやオーストラリアに行って定住するというのは決してむずかしいことではない。そういう仲でお互いに行ったり来たりするという状況がもっと現れ、そういう中から外国人との共生をやっていける措置というものができるのではないかと信じている。

演題 外国人雇用をめぐる諸問題と今後の対応

講師 井口 泰〔労働省職業安定局外国人雇用対策課長〕

外国人労働者問題を語るには、出入国管理、雇用（労働市場）及び地域社会との関連、さらには労働力が送り出されてくる開発途上国側の問題と、4つの次元から考えていかねばならない。

最近、労働省、法務省、警察庁の3省庁が不法就労対策について連携を図っており、労働省としては、どうすれば合法就労を促進できるかということを主眼に考えている。また、雇用についても、行政へのアクセスをよくすることが非常に大きな課題であることから、現在、36ヶ所の公共職業安定所で外国語通訳を入れて職業紹介を行っている。

雇用情勢との関連でいうと、失業が増えた時期に、失業の理由を外国人に転嫁するような議論が生ずることが非常に懸念されるところである。不況期において、外国人雇用をどのように位置づけるかも、なかなか複雑な問題である。労働省の中期雇用ビジョンの中では、製造業分野で海外生産に移行する動きに言及している。最近はアジアへの、特に中国への投資が国外投資企業の半分以上を占め、いわゆる産業の空洞化により、外国人雇用が影響を受ける可能性もある。海外生産への移行は、決して日本経済にとってマイナスとばかりは言えない。アジア全体のマーケットが大きくなることによって、日本の経済も成長することが期待されるからである。

ところで現在、就労している外国人は60万人ぐらいであり、わが国の労働力人口の1%程度に達している。不法残留者が一番シェアが大きく、およそ29万人であり、しかも、大都市から地方へと分散する傾向がみられる。

これらの不法残留者は、次第に潜在化し長期化している。入管や警察が一生懸命摘発しているが、なかなか減らない。

地域への影響をみると、対象企業の約半数が不法就労者を雇っていたという結果もある。一方で日系人を合法的に雇用しているながら、同時に不法就労者も同じ事業所にいるというようなケースも多く見られる。

労働行政としては、入管法上不法であろうが合法であろうが、労働基準法などを適用している。たとえば現場で労働災害に遭った場合、不法就労者でも当然補償している。しかし、違法状態のままでは、十分に保護が行き届かないことも否定できない。例えば、医療費の未払いは、自治体にとって非常に大きな問題になってきている。いずれにしても、まずは不法就労者に帰ってもらい、合法的な就労者を雇ってもらうことが必要である。

次に、日系人であるが、最近の傾向としては食料品製造業が大口の受入先となっており、このほか、金属、機械などの製造業、さらに建設業、農林水産業などの屋外作業も増えている。サービス業では、旅館の人材確保の面では重宝されており、不況下でも日本人労働者との競合問題は起きていない。

日系人でも日本語ができれば、その技術・技能を生かして仕事ができるのに、単純作業しかできないという現実がある。日本語ができることによって企業内でよりよいポジションにつけ、そのことが、単純労働者受入れの弊害を減らす道であると思っている。そういう意味でも地域の自治体ともよく連携しながら、日本語教育の問題を考えていかなければならない。それから、日系人の問題については特に違法プローカーの存在は非常に大きな問題で、とにかくプローカー対策をしっかりやること、他方で合法的に就労できる経路をつくる努力をしている。

ビジネスが国際化してくる以上、そういう分野の人の移動を円滑化しようというのは非常に重要なことである。平成2年6月に施行された入管法改正の中でも、特に技術とか人文知識・国際業務とか企業内転勤とか、企業が国際的に活動したときに、外国人を受け入れやすいようにしている。

最近、日本の大学を卒業した留学生が日本で就職するケースが増えている。これらの方々は、大学で得た専門知識や技術を生かし、即戦力として職務に就くことになる。日本人の学卒とは、雇い方が違うのである。

我が国の外国人労働者受入れの政府方針は、専門技術を持った人の受入れはもっと円滑化し、他方単純労働者については慎重に対応するという二分法になっている。アジア諸国からの単純労働者送出圧力は強く、緩い規制をしていては、わが国としてはとても耐えられないことになる。この方針は、決して国際的にも孤立したものではなく、先進諸国においては理解を得やすいものであり、国際世論をリードできるものと考えている。なお、単純労働者受入れの労働市場に及ぼす影響としては、目に見えにくい問題であるが、出身国別に低い賃金や労働条件が決められたり、内外平等の原則自体が守られないマーケットができてしまうことが懸念される。

次に、社会的移転について分析すると、50万人の外国人労働者が単身で出稼ぎに来た場合（出稼ぎ期）、それから配偶者と同伴で来た場合（定住期）、さらに子供が日本で生まれた場合、（統合期）に分けて、国と地方の支出、社会保険の給付がどう変動するかを計算した。その結果をみると、出稼ぎ期には日本の方がもらい得だったのが、統合期になると逆に払い過ぎになってしまう。これはあくまでソーシャル・トランスファーと言われている問題であり、企業が外国人を入れることによって利益を得るとか、労働者を受け入れた方が経済成長率が高まることとは別の次元の問題である。

平成5年度から、毎年6月1日現在で外国人雇用状況について事業所から公共職業安定所に報告してもらう制度をつくったので、各地域でどういう人が就労しているかが大体わかるようになった。また、外国人雇用労働条件指針を策定し、賃金・労働条件や安全衛生・健康管理、福利厚生の在り方、日本語教育の必要性についてガイドラインを示し、外国人の労働条件確保と雇用の安定を図っている。

また、不法プローカーの排除対策として、ブラジル・サンパウロに情報提供窓口を開設してお

り、日系人の公的な就労経路を確保し、その活用を促進するよう努めている。

技能実習制度は、外国人研修生に公的な技能評価を受けてもらい、十分研修成果があった者については、残りの期間、働いていいという制度である。これはあくまで国際貢献の観点から、技能を持って帰ってもらうというものである。技能評価の職種も拡大しており、その範囲については、合法的に労働者として働いてもらうことができる。

最後に、労働力の送り出しの圧力を下げるという問題であるが、年間所得が大体5,000ドルを超えると、国外に出稼ぎには行かなくなる。周辺諸国の所得を引き上げていく努力をすることによって、最終的にわが国の外国人労働者問題を解決していくことができる。

いずれにしても、外国人労働者問題には、出入国管理、雇用、労働市場それに地域社会の次元があり、特に雇用の問題と地域社会との関連はますます強くなっている。市町村など地方自治体と公共職業安定所との関係についても、今後いろいろと連携を図っていかなければならないと考えている。

演題 外国籍住民をめぐる体系的な施策展開とその課題

講師 関 真理〔神奈川涉外部涉外総務室主幹〕

神奈川県の国際外交は、1975年から、人と人、地域と地域の地方レベルの国際交流によって、平和の基礎づくりを進めるために始まった。当初それは海外の都市との友好関係を結んでいくといったことが基本であったが、在日韓国・朝鮮人の問題が大きくなっていたことから、1980年からまず、足もとの地域社会を開かれたものとするために内なる国際外交の施策化に取り組んだ。当時、インドシナ難民の方たちの問題も大きく、その中からも課題が生じた。施策の流れとしては、さらに80年代後半になってニューカマーズの方たちが急増し、言葉や文化の違いから様々な問題が生じたため、人権の保障を基本的な問題として捉えながら取り組んできた。

神奈川県では、県の総人口820万人に対して外国籍の県民は10万4千人、全体の1.27%の割合である。特徴としては、韓国・朝鮮人の割合が3割台で、ニューカマーズが非常に増えている地域であるということと、インドシナ難民の方たちが定住しているといったことがあげられる。また在留資格別に見ると、国際結婚の増加があげられ、それに伴い子どもたちの問題が大きくなってきた。単に、外国人労働者1人の問題ということではなくて、その家族の問題、あるいは教育の問題、老後の問題、すべてのところへ広がって対応していくことが必要となっている。

本県では、国への要望として、「国の施策・制度・予算に関する要望」を毎年度提出しているがその中で、「日本国籍を有する者と一定期間の婚姻関係にある外国籍県民については、永住資格が取得できるようにすること」を法務省あてに要望している。というのは、国際結婚をした時はいいけれども、離婚してしまうと、配偶者という在留資格がなくなってしまって、場合によっては母国に帰らざるを得なくなるような問題がある。永住資格を取るには結婚していても10年ぐらいはかかるということで、人権上、平成6年度から要望している。

1990年代の神奈川の国際政策の方向性を示す「かながわ国際政策推進プラン」が1991年5月に定められ、内なる国際化についても、これに基づき推進している。この時に、外国人住民という言葉を外国籍県民という言い方に変えた。これは、基本的には国籍は違っても同じ県民という主張でもあった。

実際に、他県と比べて、外国籍県民というような視点の中で、どれだけのことが普通以上に行われているかというと、そんなに変わっていないが、神奈川に住んで神奈川でともに生活している人は、みな同じ県民ではないかという基本姿勢を持って進めている。

また、平成6年3月、県民部も「神奈川県人権施策推進指針」を発表したので、これとの連携を強めて行きたい。

主な平成6年度の内なる国際化の推進施策の概要を説明すると、「相談体制の充実・強化」については、外国籍県民相談窓口を県内に2ヶ所設置し5ヶ国籍で対応している。労働相談は、専

門家と通訳を配置し、やはり2ヶ所で行っている。

さらに「外国籍県民電話相談事業」については、世界的なNGO「いのちの電話」による、外国語相談に対して助成を行うものである。

「相談マニュアル等の整備」については、外国籍県民に対応する人達が、知っていなければならない最低限のことをマニュアルとしてつくりており、福祉マニュアル、診療マニュアルと医薬品を使用する際のマニュアル等がある。

「多言語による行政情報の提供の充実」については、毎年「こんにちは神奈川」という情報紙を、年に3回、5ヵ国語で作成している。また、県の広報紙に、年に数回、5ヵ国語により外国相談窓口案内を載せ、併せて、これを読んだ人に近所の外国籍の人々に渡してくれるようお願いしている。

「保健医療・福祉サービスの充実」については、問診票の作成や、外国語による予防接種パンフレットの作成を行ったり、生活保護制度で対応できない外国籍の人々に対して「行旅病人及行旅死亡人取扱法」を使った救護策を考える、あるいは未払いの医療費に対して市町村と連携して補填をする。又、県立病院については、診療の科目を外国語標記にしたり、通訳を確保するなどの対応を行っている。

また、外国人登録をしている人に対して、短期滞在であっても結核の健康診断を行ったり、外国語の母子手帳を配布する等の事業を行っている。

「外国人児童保育事業」では、民間の保育園で外国籍児童を受け入れた場合には、市町村と一緒に補助をしていくこうとしている。

「開かれた行政への参加促進」については、各種審議会等への外国籍県民の参加を促進とともに、県職員の採用職種枠の拡大のための調査研究も行っている。

「外国籍の問題」については、NGOがきめ細かいところで支援していくということが非常に大事になっているということで、平成5年度から神奈川県国際交流協会のほうに「かながわ国際協力基金」を設置し、県が5億円を助成し、NGOの草の根の支援活動を応援している。

「日本語指導等協力者派遣補助」については、インドシナ定住難民、南米日系人の児童生徒が学校の中で言葉や生活習慣の違いを乗りこえられるようネイティブの方の協力・指導を受けるための助成である。

「国際教室担当教員の配置」については、日本語指導等協力者と連携して、外国籍児童・生徒に指導を行う専任教員を配置するもので、現在60校で実施している。

「日本語指導等指導資料作成」については、外国籍児童を教えるに当たって、どんな点に留意をしなければならないのかを書いた教師用資料で昨年度作成した。

「こころの国際化の推進」については、在日の方やニューカマーの方の人権の問題を理解することである。民際外交の講演会を市町村と一緒に行ったり、いくつか実践の研究校を指定

してそこで先生にいろいろ研究してもらうということ、あるいは県立高校で行っているコミュニティスクールの議題としてなるべく外国籍の問題をテーマとして扱うようにしている。

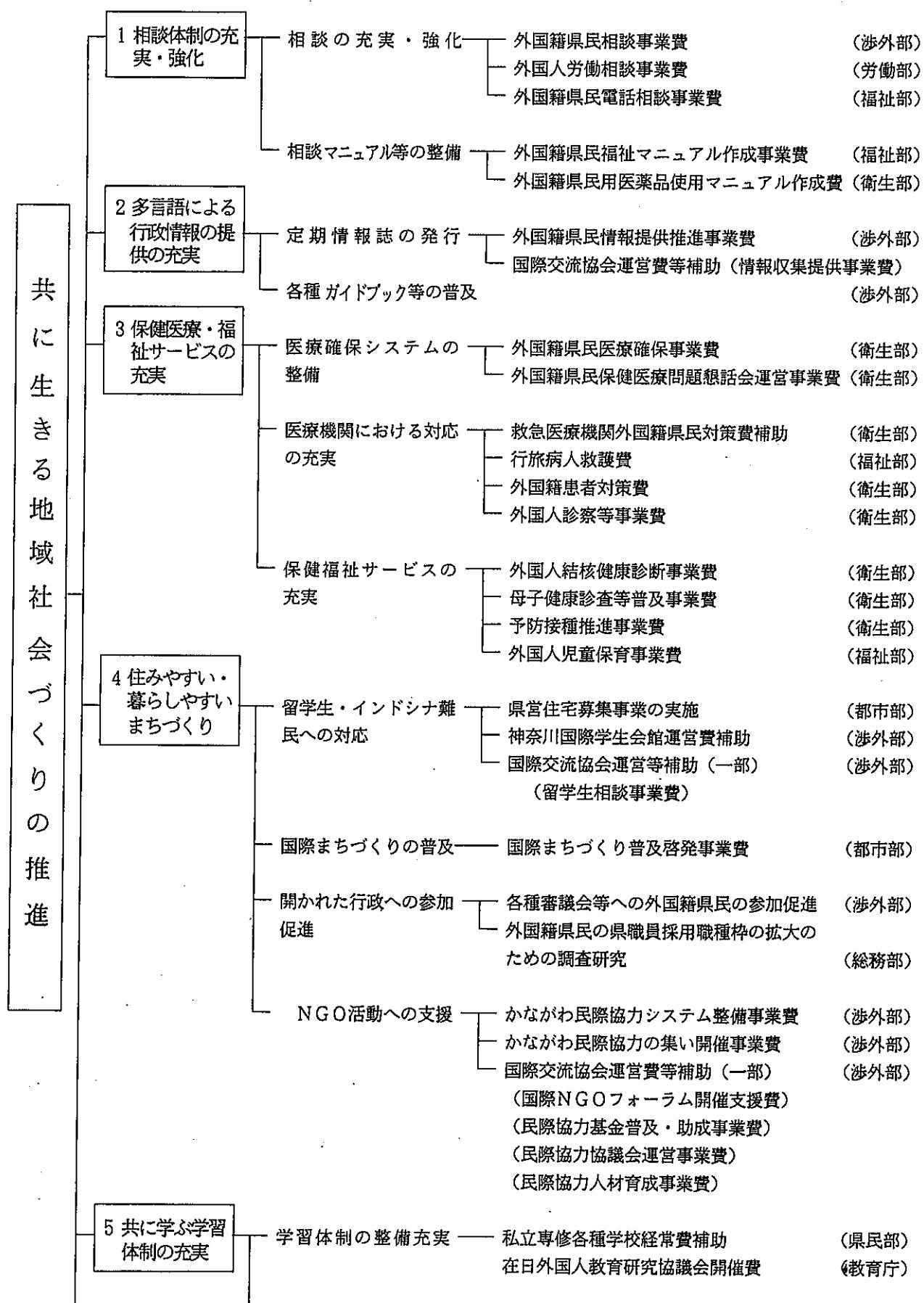
全体としては、このような施策を毎年体系化して進めている。

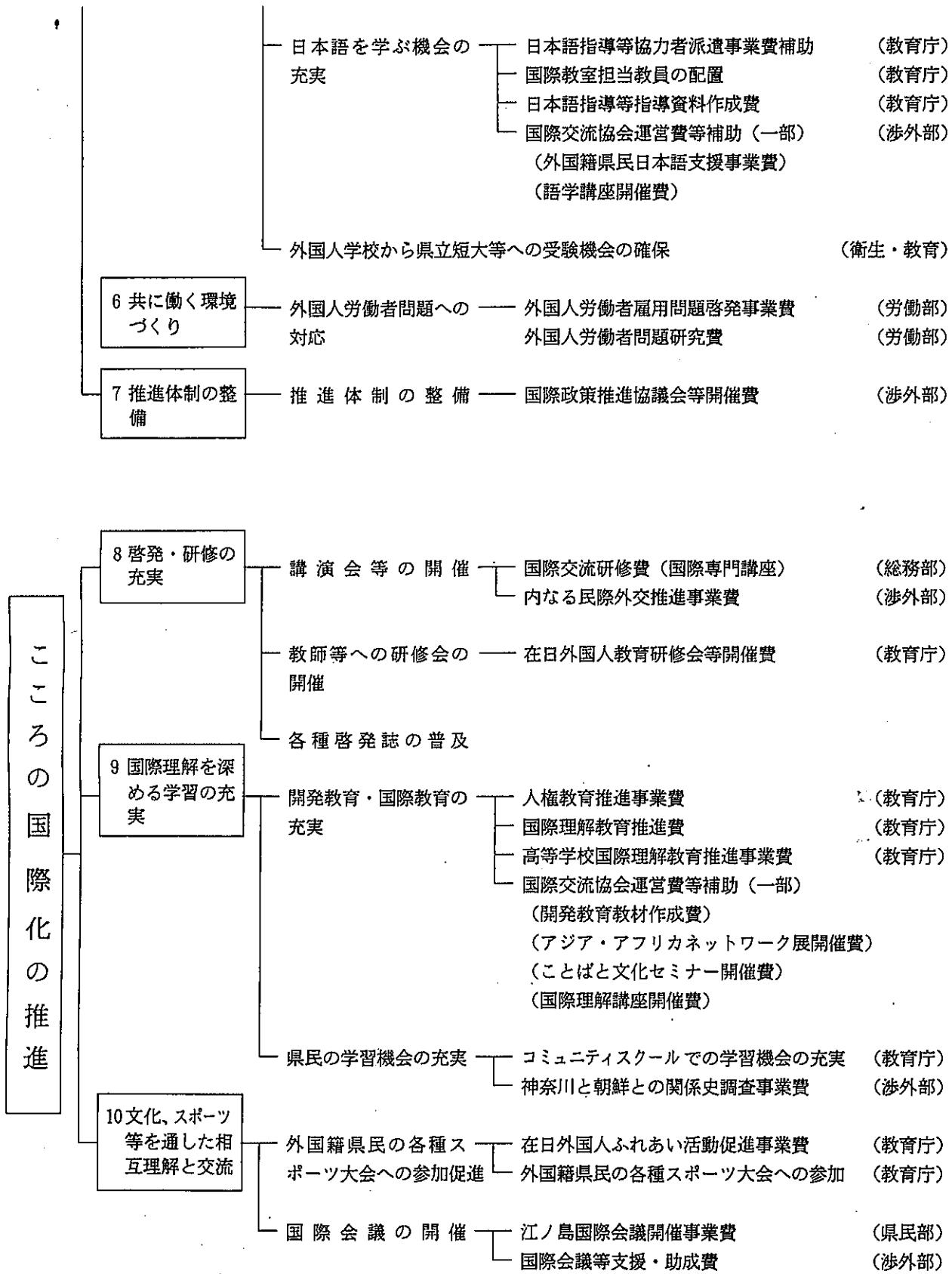
平成5年10月には、学識者、外国籍県民、民間団体の方16名で構成した「かながわ国際政策推進懇話会」から報告書が出された。これは、今後、内なる国際化にむけて必要な施策について提案してもらったものである。その1つとして非常に力を注いでいかなければならないのは、「外国籍県民の地域参画の推進」ということである。家族とともに定住する、結婚するなど、地域と密接に関係してくるとなると、対策だけではなく参画ということが求められる。審議会や委員会などへの外国籍の方の参画も現在は少く、積極的に取り組む必要がある。もう1つは「外国籍県民の文化の尊重」ということである。各地域で、母語を知らない子どもたちが、自分の親とのコミュニケーションうまくいかない状況が出てきている。どういう形で施策の中へ生かしていくべきなのかが、今後の重要な課題のひとつである。

最後に、県と市町村の役割であるが、県は中二階のレベルであり、県内市町村の施策展開もかなり進んできていることから、県が行っている事業の中には少しづつ引いて市町村にまかせていくべきものもあると考えている。しかし、いずれにしても、まだ新しい問題であり県と市町村が二人三人脚で問題解決に取り組む必要がある。

(注) 次頁の“平成6年度「内なる国際化の推進」の施策体系図をご参照ください。

平成6年度「内なる国際化の推進」の施策体系図





演題 外国人相談の向こうに見えるもの～豊島区の国際化～

講師 上村 悅子〔東京都豊島区企画部広報課区民相談係〕 外国人相談担当

豊島区では、昭和60年代初めからの外国籍住民の増加と地域住民の要望等を踏えて、昭和62年の10月に国際化対策委員会を設けて答申を出した。その答申の中で、昭和63年度を国際化対策元年と位置づけ、国際化対策が始まった。21項目の国際化対策事業が提言され、その1つの事業として昭和63年7月、外国籍であっても住民であるという視点から英語・中国語で対応できる外国人相談コーナーを区民相談コーナー内に開設し行政サービスを提供している。現在、区民相談は、一般相談、福祉相談、外国人相談の3つの柱で構成されており、英語が話せる職員1名と中国語が話せる職員1名を含む、職員4名、嘱託2名の合計6名で対応している。

平成6年4月1日現在、豊島区の総人口25万人に対して、外国人登録人口は1万5千人で、区民の約6%が外国籍の方々である。総人口、年少人口とも減少傾向にあるが、高齢者人口と外国人登録人口は増えている。外国人登録人口の約9割はアジア系の方々で、これが地域的な特徴である。23区で一番外国籍住民が多いのは新宿区であるが、ニューカマーズと言われている人たちが多いのは豊島区である。実際には、豊島区には不法残留者や未登録者を含めると外国人登録者の2倍以上の人達が地域の中に住んでいると言われている。

昨年度の区民相談は9,084件で、そのうち外国人相談は1,244件、また日本人からの外国人に関する相談343件を含めると外国人に関する相談は区民相談の約2割を占めている。国籍別では中国籍が一番多く、約4割を占めており、国籍不明のものは4割以上あった。相談の形態としては、来庁相談が3分の2、電話が3分の1、たまに文書による相談もある。相談内容については、13項目に分類しており、暮らしの相談が一番多いが、家庭生活、消費、仕事、住まいの相談が近年増えている。

家庭生活の相談では、短期滞在型から定住型への変化に伴い、結婚、出産、離婚、親権、国籍の問題等、人の一生にかかわる問題が増えている。

消費に関しては、リサイクル、特に中古自転車の購入方法についての問い合わせが増えている。仕事のでは、賃金不払、労災の相談が寄せられ、東京都の労政事務所等と共に解決に結びつくような対応をしている。外国人といふとイコール外国人労働者と思われがちだが、実際には、事業経営をしたいと思って相談に来られる方もずいぶんいる。

住まいの問題は皆さんが思っているほど多くはなく、全体の4.3%程度である。外国籍住民であっても1年以上在留していれば公営住宅の申し込みが可能になったので公営住宅の申込に関する相談が増えている。初めの頃は外国人だからということだけで不利益を被ったというような相談が多くなったが、最近はそういうことばかりではなく、立ち退きの問題、敷金の問題、あるいは保証人の問題等で相談が寄せられている。これらは国籍に関係のない問題でもある。外国人の中

には、借りているという意識ではなく、お金さえ払えば自分のものだという認識を持っている者があり、これが不動産業者や家主とのトラブルのもとになることもある。最近では、だれにも干渉されないで自由に生活するほうが便利だと割り切った考え方でマンションに住む外国人もいる。

また、首都圏ではアパート・マンションの空室が目立ち、外国人でもよいという家主さんもだんだん増えてきている。先日、私ども外国人相談、国際化担当、住宅関係部門と宅建業者が話し合い、今年度から宅建の相談窓口で、外国人でも対応してくれる不動産業者を紹介してくれることになった。70軒ぐらいの不動産業者が協力を申し出ており、明るい見通しになってきている。

平成4年度から平成5年度にかけて減った相談は福祉の相談である。これは国民健康保険の助産費支給が24万円になり出産費用の援助を求める相談が減ったことと、国民健康保険制度について英語版と中国語版のパンフレットを配布しており、内容の周知が進んだ結果とみている。医療機関の相談については、開設当時から外国語でも対応できる医師のリストを作っており、これを活用して対応を図っている。極端な医療費困窮についての相談はないがオーバーステイの外国人に対する医療費問題については検討課題になっている。

日本人から外国人に関する相談では、結婚、離婚、出産の相談が増えている。

入国・在留については、東京入国管理局の相談機能が充実してきており、以前より落ち着いてきている。オーバーステイの方からの相談もあり、在留したいがために偽装結婚を考えたりするケースも多い。オーバーステイの女性と日本人男性が結婚し、子どもが生まれ、子どもは国保に加入できたが、オーバーステイの母親は国保には加入できないというようなこともある。日本語が全然話せない外国人が来日して間もなく即難病手当の申請を行い、手当を受け、その他の制度も利用して在留を進めていくといったようなケースもあった。

外国籍の人々も生活をしていく上でいろいろな行政制度を活用できるが在留資格等との絡みもあり、もっときめ細かい検討が必要と思う。

教育の面では、平成6年5月1日現在、中学校における外国籍生徒は1.08%、小学校では1.65%、平成5年12月1日現在の区内の公立保育園の外国籍園児は9.6%になっている。こうした数値を見ても、今後小中学校では外国籍児童の割合が増えると確実視される。以上の様な外国人相談実施状況から、豊島区内では様々な場面で外国人との共生が始まっているといえる。

最後に、豊島区の相談業務としては、正確な情報をたくさんプールし、相談者の話をよく聞き、交通整理をして、正しい情報を提供し、適切な所管につなぎ、迅速に対応していかなければならないと考えている。窓口に不法の方が来ても合法で在留することがどんなに大切かということを説明しながら話すと納得してくれる。不法残留の防止ということが大切であり、良いことは良い、悪いことは悪いということで正しい情報を提供し、官・民の各所管と情報交換しながら、日本人も外国人も区別・差別のないごく普通の日常生活ができるように努力している。各所管それぞれの窓口職員が、国際理解を深めながら、現状を正しく把握し、一人ひとりが相談員となるような

つもりで対応していけば、今後、新しい状況が生まれてくるのではないかと期待しつつ、日々、対応している。

演題 外国人住民から見た日本の地域社会

講師 林 敏浩 [東京学芸大学大学院生(中国)]

まず、一般の留学生が悩んでいるのは住宅問題である。留学生はだれでもそういう悩みは持つており、自分自身も日本に来て6年半もたつが、いまだに部屋探しを非常に恐れている。何故なら、不動産屋に行くたびに、外国人だからという理由で何度も断られたためである。そのため、日本に来たばかりの留学生たちに、日本はすごく悪い印象を与えているように思う。外国人だからという理由だけで断るのは非常に問題だと感じる。

次に、『外国人留学生とのコミュニケーションハンドブック』という本の内容について話したい。この本は、外国人留学生とのトラブルとその解決法について30のケーススタディが述べてあり、日本語教師やボランティアも含め、外国人留学生と日ごろ接触する人たちには、大変参考になるものである。巻末には、アルバイトのチェックリスト、ホームステイのチェックリスト、大家さんのチェックリストなどが載せてある。また、リスト集で国際交流団体及びホームステイプログラム実施団体や就学生関係の国際交流機関とか民間団体のボランティアグループ、そして留学生向けのミニコミ雑誌、情報誌とか、外国人のための相談窓口、ライフラインとか電話相談等々の内容が紹介されている。私は、一人の普通の留学生として毎日のように戸惑いを感じ、このような情報誌を求めていた。留学生が最も困ることは、困ったときに相談する相手がいないということである。困ったときは、誰に(何処に)相談すれば解決するのかが解らないのが留学生が直面している問題である。

専門学校留学生の生活実態調査でも、留学生が最も困ったことは相談する相手がいないことが報告されている。この中で、留学生は日本人の相談相手がいないため自分と同じ境遇の留学生に相談している(39.4%)のが大変気にかかる。せっかく日本に来て、地域社会の中にいながら、相談する相手は自分の國の人しかいないのである。その相談する友人というのは大体同じ道を歩いている人間で、実際、彼らはどうしたらよいのかというのは自分たちもわからない。そういう人たちがお互いに相談することによって、よい道を選択することができるかどうか疑問である。

最近、特に不法滞在という問題が増えてきているが、それは自分の國のグループとしかつき合わないためである。留学生はだれしも最初から自分は不法滞在するとは考えてはおらず、相談体制が確立されればある程度解消されると思う。

留学生に対する情報提供はまだまだ不足している。留学生が多くいるところ、たとえば市役所とか入管とか、そういうところにパンフレットとかガイドブックみたいなものを置くことを提案したい。また、豊島区のように市役所に外国人相談窓口を設けて欲しい。それから、留学生は日

本人との交流を望んでいるということと、実際に交流してみなければ日本人に受け入れられたかどうか解らないということを強調したい。具体的に言うと、大学の留学生はどのようにしたら地域の住民と密着できるかというようなことを大学側にも地域の行政側にも考えて欲しい。

最後に、自分は国民保険に入っているが、それは学校、地域の方、市役所等で勧められたからではなく、たまたま友達から聞いて加入したもので、その辺の情報が足りないのでないか。もう少し気を使って接して欲しいと思う。

講 師 田 港 アルベルト 自営業（大泉町在住・伯日系3世）

私は1991年に家族をブラジルに残したまま来日した。弟と妹もその後、働くために来日した。最初は大泉町にある米澤社長が経営する丘山産業に勤務したが、病気をして3ヵ月休んだこの時妻と子を呼び寄せた。その後、社長の紹介で大泉町にある味の素冷凍食品に勤め、日系ブラジル人の世話をする仕事にたずさわった。そして1993年12月に独立した。日本で2年間だけ働いて帰るつもりがもう4年も経ち、いまのところ帰る予定はない。

この4年の間で、特に言葉の重要性を感じた。何故なら、味の素冷凍食品に勤務している時に言葉ができない日系ブラジル人のためにいろいろなことを考え、経験したためである。日本の言葉、食べ物、文化などは日系ブラジル人たちには理解しがたいものもあると痛感した。ただ日本とブラジルの位置が正反対と言うだけではなく、いろんな面で認識が違う。そこで、たとえば、地域に多くいる外国人たとえばアメリカ人のための相談室を作り、そこでアメリカ人の考え方方がわかる人と日本人の考え方方がわかる人が協力して、アメリカ人が日本で困ること、日本ですると余り良くないことなどをまとめた簡単なマニュアルをつくると大変有益だと提案した。

たとえば、お医者さんに行くとき、多分どこの国の人も日本に来て同様に感じると思うが、日本のお医者さん、特に歯医者さんは恐いと。日本人は恐れないが、どうして外国人は恐れるのか。それは、考え方も違うが、昔から日本人は日本のお医者さんに慣れているからであり、アメリカ人、ブラジル人は自國のお医者さんの対応の仕方に親しんでいるためである。日本人は大変我慢強く、世界で一番我慢する人間だと思うが、そういうことが事前にわかれば、外国人でもそんなに恐れなくて済む。だから、こういうことのマニュアルをつくったらどうかと思う。それは、買物の習慣、就寝時間などにもいえる。

それから、日本人は、もっと交流をする気持ちをもったほうが良い。日本は島国で今まで、余り交流はなかったがこれからはいろいろの面でオープンにしていくべきだ。ブラジル人、アメリカ人などは誰とででも気軽にあいさつをかわしている。日本人も余り知らん振りをせずに気楽に接してほしい。

外国人でも住宅を借りる場合は保証人が必要となり大変不自由であるが、これは文化や考え方、生活習慣が違うからであり、我々外国人は、ここは自分の国ではないという認識を持ち、いろいろと日本の考え方、やり方を勉強していくかないと問題は解決しない。

また、日本に来る外国人はいろいろな考え方を持っており、すべてがうまく行くとは思わないが、日本の社会の中でうまく生活してもらうには、日本に来る前に日本の考え方を十分理解してもらう工夫が必要ではないか。

4年間にいろいろなことがあり、前の考え方とずいぶん変わり、私は「日本人より日本人らしい。」とよく言われる。みんなの考え方が簡単に変わるとは思わないが、みんなが同じ言葉で話し合えば何とか解決できると思う。

講 師 Christine Pilcavage [自治体国際化協会プログラムコーディネイター(USA出身)]

私は、大阪市の国際交流員として3年間、留学生や英語教師などいろいろな方の相談を受けてきた。

まず、外国人向けの各種の情報関係紙などをみて感じたことは、英語版が非常に多いことだ。国際化の中で一番よく使われている言語は英語であり、世界の中でよく話されている言葉は中国語であることはだれでも分かることだが、日本に来ている外国人は東南アジアの人が多い。外国人向けの各種の情報関係紙などは、まず、その地域に多く住んでいる外国人向けに作られるべきだろう。

最近、関西は国際化のためにいろいろと力をいれており、いろいろの言語でマニュアル等もたくさんつくられている。留学生にとって関西は大変恵まれている。各都道府県でも生活ガイドブック等のマニュアルが多数つくられているが、なかには時が経過して実際に役に立たない内容のものも見つけられた。日本人なら日ごろの生活情報の中で当然変わっていることに気付くだろうが外国人はそうはいかない。難しいだろうが、情報提供する場合にはなんらかの工夫や配慮が欲しい。

以前、病気になったので、大阪府が出している「メディカル・パスポート」の中を見て、職場に一番近い病院に行ったところ、大変な目に遇った。飲食店関係の女性が多い場所で、自分もそういう職種の人間と思われ対応されて、非常に傷つけられた。「メディカル・パスポート」には、このクリニックは英語が通じると書いてあるが、外国人のことを良く理解しているのか、どの様な対応をしてくれるかの情報はない。日本に来て間もない外国人はその病院に行ってみなければそのクリニックの実情は把握できない。これを支援できるのは、先に来て住んでいる外国人やボランティアだが、日本に来て間もない外国人がこのような情報を簡単に手にいれることはなかなか難しい。

病院などへ行くといろいろな検査をされるが、検査の必要性やその検査結果は一切言ってくれないので不安である。何回も先生に聞いて、やっと説明してくれるという状況である。以前、大阪のある病院に予防注射を受けに行くと、英語のできる先生が対応してくれて1回目の予防注射を済ませた。1ヵ月後に2回目の予防注射に行って、その先生に英語で「How have you been? (その後どう?)」と言うと、「Why do you ask? (どうして聞くの?)」と言われた。人と人として親しくなりたかったのになぜ理解してもらえないんだろうと思った。私の国とは違い、日本の病院では患者と先生の間には壁のようなものがあるよう思う。

続いて保険の問題を話すと、私の感覚では、保険に加入していると医療費は全てについて全額免除されてしまう。一般的なものには保険が適用されるが予防注射などには適用されない。その辺の事情が全く解らない。もう少し詳しい情報提供をして欲しい。

私は「HIV人権情報センター」という、エイズ問題の民間救援団体で、英語・日本語の電話相談を受けたり、いろいろなイベントなどのボランティアをしている。エイズの問題は世界全員の問題で、日本にはまだ感染者が少なくエイズ問題に対する認識は低いが、外国の病気というラベルをつけるのではなく、世界共通の社会問題として考えるべきだ。日本は、血液感染の方だったらどうにか面倒を見るが、そのほかの理由でHIVに感染したら周りの人達はどう対応するのか。

関西では、アジアの国から来ている留学生は住宅を探すのがとても大変である。これは全国的な問題かも知れないが、敷金、礼金が非常に高いからである。長い間、日本に住むならいいが短期間だったらすごく無駄だと思う。日本人の習慣かも知れないが納得がいかない。

関西では、新空港のオープンに伴いアジアの窓口としていろいろなことを手掛けている。大阪国際交流センターも設立当初と比べたら、外国の方の利用頻度が増えた。初めて日本に来て在住しようとする外国人のための情報、マニュアルは実際にはたくさんあるが、問題はその情報はどこで手に入れることができるのかということである。日本に来たばかりの留学生、労働者の人たちには、言葉が不自由であり、これらの情報の入手方法が解らない。彼等が利用しなければならないような場所、例えば、区役所の受付、駅の切符売り場、空港の出口、港の出入国管理事務所などに置いて、苦労しなくとも簡単に手にいれる状況にしてあげることが大切である。さらに日本・英語だけではなく、各国の言葉で情報を書いてあげたら親切である。

また、在住外国人の人達は、自分が苦労したことを次の人に伝えるため、外国人向けの雑誌やマニュアルづくりには積極的に協力すべきであり、このことが国際交流の輪を広げることになると思う。

日本人も在住外国人もいろいろと努力しているが、むだな部分もたくさんあり、今後、どうやって情報提供方法・情報入手方法を充実させるか研究するとともに、どうしたら今ある情報をアップ・ツー・データで利用できるようになるかを考える必要がある。